

令和7年(2025年)第5回ニセコ町議会定例会 第1号

令和7年(2025年)6月13日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 発議第 4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化をを求める意見書案 (提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 6 報告第 1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 7 報告第 2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 8 報告第 3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告について
- 9 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 10 報告第 5号 令和6年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について(菊地 博)
- 14 議案第 1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
(提案理由の説明)
- 15 議案第 2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 3号 町税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 4号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 18 議案第 5号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第 6号 ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例
(提案理由の説明)
- 20 議案第 7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1番	高瀬浩樹	2番	大野幹哉
3番	高木直良	4番	榊原龍弥
5番	前原孝植	6番	小松弘幸
7番	斉藤うめ子	8番	木下裕三
9番	篠原正男	10番	青羽雄士

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
農業委員会事務局長	長田陽介
農政課参事	石山智
国営農地再編推進室長	馬淵由香
商工観光課長	市原俊樹
商工観光課参事	橋本啓二
都市建設課長	石山康行
上下水道課長	森玲子
上下水道課参事	佐々木一茂
企画環境課参事	浅井理登
総務係長	片岡辰三
財政係長	淵野伸隆
教育長	阿部信幸
総合教育課長	中川博視
総合教育課参事	齋藤徹
総合教育課参事	三橋公一
こども未来課長	佐竹三郎
学校給食センター長	
代表監査委員	

○出席事務局職員

事	務	局	長	加	藤	紀	孝
書			記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、5番、前原孝植君、6番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。
よって会期は本日から6月20日までの8日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、山口丈夫君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齊藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しております。その内容は、お手もとに配布したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは002-1、行政報告を述べさせていただきます。

第5回ニセコ町議会定例会行政報告。令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページであります。総務課の関係であります。北海道町村会の理事会が4月24日記載のとおり開催されております。また、第79回北海道の定期総会も同じ日に行われているところであります。

3として、後志町村会の役員会、あるいは総会が4月9日に倶知安町で開催されておりました、この席上、後志町村会の会長が寿都町の片岡町長さんから、神恵内村の高橋村長に改選をされ、副会長に積丹町長の松井さんとともに私が選任されたということでございます。

5として、令和7年度第1回後志町村会試験委員会が開催されております。昨年もそうでありましたけど、試験の日につきましてはできるだけ上級職については早めにしていただくということで調整をさせていただいております。今全道的にこの地方公務員の成り手がいないというか、応募が相当減っていて各町村、本当に危機感を持っているということで、これにつきましては引き続き後志町村会のこの試験の期日の問題、あるいは周知の問題も含めて、いろんな議論をしながら公務員の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に2ページ目ですが、7として羊蹄山麓町村長会議、5月23日に行っております。この同日、山菜取り・登山等の遭難事故防止対策について、倶知安警察署長に対して啓発要請を行ったところでございます。

その下8として、令和7年度第1回羊蹄山ろく消防組合会議が5月21日、書面にて開催されているところであります。

また、その下9、日本地方財政学会第33回シンポジウムが札幌大学で開催されておりました。私のほうから地方分権の必要性等について述べさせていただいたところであります。

次めくっていただきまして、11として政経セミナー各記載のとおり、それぞれの政経セミナーに出席をさせていただいております。

12として、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会ということで出席をしております。町立高校に対しての振興策について意見交換をさせていただいたところであります。また、かつて高校の体育館や校舎についても過疎債認定をしていただくということになったのは、この協議会の動きの中の要請活動でありまして、過疎の一部改正が行われたということであります。

その下 14 として、倶知安青年会議所 5 月例会の出講ということで、脱炭素セミナーでニセコ町の取組について報告させていただいております。倶知安青年会議所とはこの羊蹄山麓の脱炭素を推進するということで協定を結ばせていただいております、現在連携しながら取組を進めさせていただいているところであります。

次 4 ページ目ではありますが、それぞれ各シンポジウム等に記載のとおり出席しております。

中ほど 18 として、産業振興委員会の開催ということで、産業振興基金の貸付事案についてご審議いただいたところであります。

19 として、職員の採用であります。新規職員の採用として、記載のとおり 7 名、それから J T B からの出向いただいている方、北海道庁から出向いただいている方、それぞれ記載のとおりとなっております。

5 ページ目、20 として北海道自治体情報システム協議会令和 7 年度第 1 回運営委員会が記載のとおり開催されております。

その下 21 として、土地の寄付の受入れということで、ここに記載の 7 筆、4,044 平方メートルについてご寄付をいただいたところであります。

その 1 番下 22、中央倉庫群の第 1 号倉庫の貸付ということで、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間、株式会社久原本家北海道に貸付をさせていただいております。久原本家としてはここを拠点として、飲食を含めて新たな P R をしたいということでありまして、地域振興上活用いただける場合については、できるだけ地域の皆さんにもご活用いただきたいということで貸付をしたものでございます。

その下 6 ページ目でございますが、泊原子力発電所の関係、24、25、26 と記載のとおりとなっております。

次、7 ページ目ではありますが、消防庁舎整備室の関係であります。皆様のご協力のおかげで順調に消防庁舎の建設工事、それぞれ進めさせていただいているという状況でございます。

その下段、企画環境課の関係であります。北海道新幹線と高速道路の建設促進ということで、後志・小樽の建設促進期成会それぞれの記載のとおり、8 ページ目上段のほう、それぞれ開催させていただいているところであります。

中ほど 2 として、後志総合開発期成会理事会・定期総会が 5 月 7 日、小樽・後志要望が 5 月 26 日、北海道要望が 5 月 30 日に行われました。

9 ページ目に進んでいただきまして、3 として、小樽国道協議会理事会・総会それぞれ 5 月 7 日に開催させていただいているところであります。

4 として、尻別川連絡協議会総会、5 月 7 日、記載のとおりとなっております。

その下 7 として、健康まちづくりフォーラムが東京で開催され出席をし、私どものまちづくりの状況についてお話をさせていただいたところでございます。

次、10 ページ目ではありますが 8 として、自治体フォーラムの開催、記載のとおりとなっております。

9 として提言・実践首長会特別会合が 5 月 21 日にありまして、これまでの各自治体を含めた仕様

発注方式から性能発注方式に転換する必要について、勉強会に参加をさせていただいております。

その下 10 として、国際交流事業の実施状況ということで、(1) 国際交流事業について記載のとおり、また、(2) ニセコフレンズの総会等記載のとおりとなっております。

次 11 ページ目ではありますが、11 として、デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

その下 12 として、ニセコ周遊バスの運行状況、これも記載のとおりとなっております、このたびのいろいろな改正によって利用者数は 1 万 2,343 人ということで、大変増えている状況であります。また、町民パスの利用者も記載のとおり増えているような状況となっております。

次、12 ページ目ではありますが、13 として、ふるさとづくり寄付、ふるさと住民票の状況であります。このふるさとづくりの寄附につきましては、記載の期間 1 億 4,130 万ほどの皆様のご寄付をいただき、ふるさと住民につきましては 218 名ということになっております。

13 ページ 14 として、企業版ふるさと納税につきましては、令和 6 年度の状況であります。22 件の企業様からご寄付をいただいております、寄付総額は 1 億 5,200 万という大変なご寄付をいただいております、厚く感謝を申し上げたいと思います。

その下 15 として、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ではありますが、令和 7 年 3 月までは「株式会社住まいるニセコ」を指定管理者に選定していただいておりますが、令和 7 年 4 月から新たな指定管理者に「合同会社エッジストーン」を選定し、3 年間にわたる管理業務の基本契約を締結しているところであります。使用実績につきましては記載のとおりとなっております。

14 ページ目ではありますが、16 として、地域おこし協力隊の活動状況ということで、地域おこし協力隊につきましては、5 月 1 日現在で 25 名ということを選任させていただいております。3 年目の継続隊員が 10 人、2 年目の継続隊員が 12 人、新隊員 3 人ということで、それぞれ活動いただいているところであります。

その下 17、集落支援員の活動状況ではありますが、本年 4 月に継続 11 人、新規 3 人の計 14 人が活動していただいているところであります。国としては、さらに地域おこし協力隊、あるいは集落支援員について、それぞれ自治体で人数を増やすようにということを目指して掲げて、応援するというところで連絡を受けているところであります。

その下 18 として、防災ラジオの配布状況を記載のとおりとなっております。

19 として、まちづくり懇談会、地域の連絡調整の中で全 3 会場、参加者 51 名ということで、記載のとおりとなっております。

20 として、第 231 回まちづくり町民講座で令和 7 年度予算と今後のまちづくりについて、4 月 25 日、ニセコ町民センターで開催させていただいております。

その下 21、町への意見問合せ対応件数につきましては、私の意見、広聴箱、あるいはホームページについて記載のとおりとなっております。

次 15 ページ目でございますが、上段 22、こんにち町長室・おぼんです町長室の状況につきまして、それぞれ記載のとおり来訪をされ懇談をさせていただいたものです。

23 として、まちづくりトークを記載のとおり開催しております。

また、24として、広報紙の特集状況、記載のとおりとなっております。

25の行政視察の受入れ状況、これが令和6年度累計で398名、44団体ということになってございます。また、お泊まりいただくということを条件としておりますが、今般からお泊まりいただけない場合については、一人2,000円の実費的な聴徴収をいただくこととして対応させていただいているところであります。

その下26として、ニセコハートラボによるオフィシャルパートナー協定につきまして、4月24日、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社と締結をさせていただいております。今後、関係人口の拡大を目的とした教育プログラムの企画運営等、その他について連携をしながらまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

16ページ目、税務課の関係であります。令和6年度分の町税の収納実績ということで、予算額・調定額・収入額それぞれ記載のとおりとなっておりますが、ここ数年間、収納率が本当に税務課の職員の頑張りによって高い数値を維持しているところであります。

その下2として、北海道観光局と宿泊税に関する個別意見交換を行っておりますが、私どものほうでかなりの要請といいますか、そういうものを行っておりますが、北海道におかれましては北海道が広い、あるいは自治体数も多いということもあるのかもしれませんが、なかなか各市町村の意見というのを聞いてもらえないという状況であります。引き続き北海道に対してはいろんな意見を述べさせていただきたいと考えているところであります。

次のページ、町民生活課の関係であります。1として、ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

2として、住民基本台帳ネットワークの運用状況ということで、マイナンバーカードの交付状況、交付件数を書いておりますが、令和7年4月末現在で4,762件ということで交付率は86.9%となっております。

その下3として、一般廃棄物の処理状況ということで、ごみの状況、記載のとおりとなっております。今後事業系のごみの取扱いについて、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

4として、行政推進会議、5月9日に開催をさせていただいております、この中でも予算関係の説明をさせていただいたところであります。

5として、交通安全運動の推進ということで春の交通安全運動、18ページ上段の交通安全教室、記載のとおりとなっております。

6として、春のクリーン作戦の実施ということで7月23日、それぞれ協力団体のおかげをもちまして実施しております。

7として、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会、5月7日に倶知安町で開催されています。

8として、食品衛生の関係で食品協会それぞれの定期総会、記載のとおりとなっております。

また9として、札幌弁護士会のご協力を得て、無料法律相談会を記載のとおり開催させていただいているところであります。

次、19ページ目をおめぐりいただきまして、保健福祉課の関係であります。1として、社会福祉委

員（民生委員）会議の開催ということで、5月16日開催をさせていただいております。

2として、ニセコハイツ等の入居状況、記載のとおりとなっております。現在国において、この特別養護老人ホーム等、老健施設等の取扱いを厚労省あるいは内閣府において検討しているところでありまして、こういった国との情報交換をしながら、今後の配置等の状況について適正に進めてまいりたいと考えているところであります。

その下3として、ニセコ町赤十字奉仕団の定期総会、記載のとおりとなっております。

4、身体障害者福祉協会の総会、それから5として、ニセコ町老人クラブ連合会の定期総会、記載のとおりとなっております。

その下6として、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会の幹事会を開催されておりまして、この中で倶知安厚生病院につきましては事業費が増嵩しているということで、新たな負担割合を各自治体負担ということで、最終案を提示したいということの話がありました。今後、協議会の中で具体的な提案を受けて審議をさせていただくという予定となっております。

次20ページ目ではありますが7として、保健委員会の会議。

8として、各種検診の実施状況、5歳児健康診査から、9の育児セミナー、21ページ目10の幼児食教室やカフェ等、記載のとおりとなっております。

21ページ中段ではありますが、エキノコックス症の予防（駆除）対策ということで、ボランティアの皆さんの大変なご努力により、記載のとおりベイトの散布を行うことができております。

その下14として、令和6年度新型コロナウイルスワクチンの接種状況の結果について、記載のとおりとなっております。

また15として、任意接種の関係、記載のとおりとなっております、(1)季節性インフルエンザ予防接種の状況、それから22ページ目上段からおたふくかぜ、帯状疱疹、高齢者肺炎球菌予防接種等記載のとおりとなっております。

17、産後ケアの相談状況、それから18は令和6年度健康運動教室について、19、令和6年度の精神障がい者交流事業、20として地域包括支援センターの運営状況、(1)令和6年度総合相談業務等から23ページ(3)認知症の初期集中支援事業、(4)介護予防事業であるとか記載のとおりとなっております。中ほど(5)配食サービスの状況、記載のとおりとなっております。また、(6)高齢者声かけ支援事業、(7)家族介護支援事業、24ページ(8)として介護予防プランの作成状況、記載のとおりとなっております。(9)救急情報キットの配布状況、記載のとおりとなっております。

(10)成年後見制度の利用支援状況は、町長申立て1件が令和6年度実績となっております。(11)認知症サポーター養成講座は参加者30人で3回実施されているところであります。

その下21として、ニセコ町低所得者世帯物価高騰対策給付金、これは5月末日現在の状況であります、1世帯につき3万円、子ども1人につき2万円の加算ということで、給付実績545世帯、1,745万円となっております。

次25ページ目ではありますが、農政課の関係であります。1として、第77回ニセコ町農民同盟定期総会が記載のとおり開催されております。

2として、第28回JAようていの通常総代会が記載のとおりとなっております。

また3として、家畜自主防疫対策会議が5月13日、4として、ニセコ町地域農業再生協議会通常総会が4月30日、それからあわせて5のニセコ町資源保全推進連合会の定期総会、これも4月30日開催したところであります。

その下6として、株式会社ニセコ雪森孝舎株主総会が5月7日に開催されております。

次に16ページ目を見ていただきまして、7として、JAようてい農政対策協議会幹事会が5月4日JAようていで開催されているところであります。

その下8として、ニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。堆肥センターにおきましては傷み等も今ひどい状況でありまして、今後新たな施設の方針等について引き続き調査・検討してまいる所存であります。

9として、名暗渠掘削特別対策事業の実施状況、10として、農業用水路等補助事業の実施状況、11として、農地等災害復旧単独事業の実施状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

26ページ下段から、国営農地再編推進室について、それぞれ総会・委員会等記載のとおりとなっております。

2として、北海道土地改良団体連合会令和6年度通常総会が3月25日に開催され、3として、5月22日には農業農村整備推進委員会ということで進めさせていただいております。補正予算も含めニセコ町の国営農地については今のところ順調に推移をさせていただいている状況でございます。

次に18ページ目ではありますが、商工観光課の関係であります。7として、令和6年度観光入込客数の調査結果、記載のとおりとなっております。また、令和6年度ニセコ町外国人宿泊者数について記載のとおりとなっております。一番下に外国人宿泊者の国別の上位10か国が記載されておりますが、香港・アメリカ・台湾等記載のとおりとなっております。

次29ページ、2として、ニセコ観光圏協議会の関係で通常総会、それから3として、ニセコ観光局プロジェクト協議会総会、4としてニセコ山系観光連絡協議会総会、それぞれあわせて5月29日に開催させていただいたところであります。

5として、株式会社キラットニセコ取締役会が5月27日開催されております。次ページ6として、令和6年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況、記載のとおりとなっております。開設以来16万2,000人というかなり多くの皆様のご利用をいただいております。利用者の皆さん、運営している綺羅乃湯の職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

その下7として、後志観光連盟の幹事会・理事会・通常総会それぞれ記載のとおり開催されているところであります。

31ページ目8として、羊蹄山管理保全連絡協議会の総会が5月2日に開催されております。

9として、第15回東京ニセコ会総会、5月18日に東京にて開催いただいております。この東京ニセコ会の役員の方の皆さんにつきましては、ニセコ町の観光大使として幅広くPRを日々いただいております。大変感謝を申し上げたいと思います。

その下10として、一般社団法人ニセコプロモーションボード定時社員総会が5月29日、記載のとおり開催されております。

11として、Snow Resort Conference2025が東京で開催されております。ニセコ町のスキー場の

状況、地域振興等についてお話をさせていただいたところであります。

その下 13 として、デジタルノマド官民推進協議会第 3 回勉強会ということですが、このデジタルノマド官民推進協議会、私どものほうで提案をし国の法律として昨年から動いておりますが、現在 90 日をさらに 1 年、あるいはもう少し先に延ばすように、今後制度設計含めて官民連携して運動を進めてまいりたいと考えているところであります。

次、32 ページ目ですが、14 としてネパール大使館を 5 月 13 日に訪問しております。先にネパール大使がニセコへ来られておりまして、この中でネパールでは現在日本熱が高まっており、ネパールの人をこのニセコにも派遣したいということで、具体的に私どもの雇用の不足するところを補う可能性があるかどうか、今後検討しながら連携するところは進めてまいりたいと考えているところであります。

32 ページ 15 として、なだれの夕べ～ニセコ雪崩情報ができるまで～ということで、記載のとおり新谷暁生氏を講師として勉強会を進めているところであります。

16 として、ニセコレジデンス新築工事地鎮祭ということで、明治海運様が今般ニセコ町内にこういった住居、集合住居をつくっていただくということで進めているような状況であります。

18 として、観光カフェが 3 月 23 日と 4 月 15 日、それぞれ記載のとおり開催されております。

33 ページ 19、カーシェアリング実証事業ということで、記載のとおりそれぞれ進めているところであります。これにつきましては、ニセコに長期滞在した人からもニセコ町内人泊まった理由として、ニセコ駅前にこのカーシェアリングがあるということが分かってニセコ駅に来て 1 週間滞在したということで、置くことによる価値というのは相当あるのではないかと考えておりますので、今後とも活用に努めてまいりたいと考えているところであります。

その下 20、日本航空アジア・オセアニア地区支店長会議が 5 月 20 日開催ということで、ニセコ町にご来庁いただいて、ニセコ町内の観光施設を見学、観光関係者との懇談会を行っているところであります。日本航空のアジア・オセアニア地区の支店長さんが来られておりますので、相当な M I C E 効果といいますか、そういった P R 効果が大きいのではないかとということで、主催されました日本航空関係者の皆さん、そして受入れに尽力いただいた株式会社ニセコリゾート観光協会に感謝を申し上げたいと思います。

21 として、商工業の振興ということで、ポイントカード（綺羅カード）による消費振興の取組みということで、子育て支援の関係につきまして記載のとおりとなっております。その下 (2) 起業者等の支援事業ということで、にぎわいづくり起業者サポート事業の実績状況、記載のとおりとなっております。

次 34 ページ目ですが、22 として、(1) ニセコ町商工会通常総会につきまして、それから (2) 女性部の通常総会、(3) 青年部の通常総会ということで記載のとおりとなっております。(4) ニセコ町綺羅カード会の通常総会が 5 月 28 日に開催されております。

その下 23、ようお願い地域消費生活相談窓口の運営状況、それぞれ会議が記載のとおり行われているところであります。35 ページ、(3) 相談受付状況を記載してございます。

その下 24 として、羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会総会が 5 月 12 日、書面にて開催されて

いるところであります。

その下、都市建設課の関係であります。1として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会を4月24日に開催しております。以下、それぞれ各種会議、記載のとおりとなっております。

36ページ、4として、インフラメンテナンス市町村長会議全国大会5月12日と書いておりますが、これまで国道・道道・町道でありますとか、こういうものの維持補修にかかる経費というのは、いろんなもの、物価高騰にかかわらずあまり伸びておりません。何とか維持・補修をしっかりとやってほしいということで、いろいろな要請活動を行ってきているところであります。これまでの防災関係で道路の亀裂や、穴ぼこって言いますかね、そういうものが温暖化の影響で本当に国道・道道・町道、私どもの道路も非常にあります。これらについては町単費の実施ということでありますが、今般緊急自然災害防止対策事業債ということで国の有利な制度で応援してくれる制度ができましたので、今回の東京要請の折にも各省庁に引き続き継続していただくよう、要請活動を行ってきたところであります。

5として、全国道路利用者会議、あるいは6として、命と暮らしを守る道づくり全国大会等、記載のとおりとなっております。

その下7として、第28回ニセコ町都市計画審議会の開催ということで、5月20日に記載のとおり開催させていただいております。

8として、SPARX VILLA NISEKO新築工事の地鎮祭が4月4日開催されておりました、SPARXさんという日本の優良企業にこうしてニセコで新たな展開をしていただけるということで、大変感謝をしているところであります。

その下9として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

37ページ10として、景観条例に基づく協議状況、開発事業が7件、屋外広告物が2件というような状況であります。

その下、上下水道課の関係であります。1として、全国簡易水道協議会が記載のとおりとなっております。

2として、曾我地区配水管漏水事故についてということで、5月14日記載のとおり漏水事故があり、内容につきましては記載のとおり対応させていただいたところであります。

次、38ページ、農業委員会の状況であります。農業労務賃金協定協議会が3月27日開催、後志地方農業委員会連合会総会が4月14日、各国会議員への要請等が記載のとおり5月28日から30日まで行われているような状況でございます。

その下、消防組合ニセコ支署の関係であります。1として消防記念日の招集訓練3月7日、2として防災ヘリコプター合同山岳救助訓練3月18日、3として消防団分団訓練が3月21日と5月27日に記載のとおり開催されております。

4として、羊蹄山ろくの消防組合議会定例会が3月24日開催されております。

以下、消防団幹部会議、女性防火クラブ、後志地方支部倶知安分会が記載のとおり開催されております。

8として、春の火災予防運動に伴う防火啓発活動につきまして、4月20日から記載のとおり開催されております。

40ページ10として、救急車の同乗実習であるとか、ニセコ町少年消防クラブの結成式であるとか、記載のとおりとなっております。

12として、消防避難訓練指導ということで、かなりな件数が防災意識の高まりとともに、あるいは消防職員の啓発活動が功を奏しまして、41ページ中段までそれぞれ記載のとおり開催させていただいたところであります。

13として、救命講習が記載のとおり開催されております。

14として、災害出動については(1)警戒出動、各地関係の出動、それぞれ記載のとおりかなりの件数となっております。(2)救助出動と(3)火災出動は記載のとおりとなっております。

43ページ15として、ニセコ救急の出動先別出動状況につきましては、3月から5月、記載のとおりとなっております。

以下、委託業務、あるいは工事の執行状況につきまして、44ページから記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

次に、教育長、片岡辰雄君。

○教育長（片岡辰三君） 改めましておはようございます。

第5回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。令和7年6月13日提出、ニセコ町教育委員会教育長 片岡辰三。

1ページ目、1、教育委員会の活動につきましてご説明申し上げます。(1)教育委員会議等につきましては、①第2回定例会が3月3日開催されてございます。報告事項ですけれども、教育予算案の内示、教育委員会職員の人事異動、会計年度任用職員の任用、教育予算の補正、ニセコ町図書館協議会委員の委嘱等を含めて記載のとおりで、次年度に向けての委員の委嘱等が主な議題でございました。議案につきましては、町内の校長の人事内申、ニセコ町学習交流センターの指定管理者の選定、ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正など、条例の改正等記載のとおりでございます。また、次年度に向けての令和7年度教育行政執行方針について、ご審議いただいているところでございます。②としまして、第3回臨時会、3月25日開催。報告事項につきましては町学校教職員等の人事異動、会計年度任用職員の任用、教育財産の目的外使用許可等について報告しております。議案につきましては、教育関係施設等の整備計画、ニセコ町学校運営協議会委員の任命、ニセコ町体育、総合体育館、管理運営に関する規則の一部改正と次年度に向けての制定、それから後半のほうで第8期ニセコ町社会教育中期計画の策定、教育委員会職員の人事異動について審議したところでございます。次に③第4回定例会、5月22日開催。報告事項につきましては教育委員会職員の人事異動、会計年度任用職員の任用、ニセコ町教育支援委員会委員の委嘱等、関連する年度当初の委員委嘱等が記載のとおり行われてございます。次に2ページ目をご覧ください。議案につきましては、ニセコ町立学校設置条例の一部改正、ニセコ町ゲートボール設置条例の

廃止等について審議いただいたところでございます。本定例会のほうにも上程させていただき、今後ご審議いただくところでございます。④教育委員による学校訪問ということで5月19日・22日、各小中学校・幼児センターを訪問し、各校長先生等から授業参観、意見交換をしたところでございます。

(2) としまして、第1回後志管内市町村教育委員会教育長会議、後志教育局主催の会議で、当面する諸課題について関連する担当課のほうから指導助言を受けたところでございます。

(3) 同日、その会議の後に教育長部会が開催され、6年度の活動報告、7年度の活動計画、それから教育長部会の構成、派遣役員、各専門委員会等について承認されたところでございます。

(4) 第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会がオンラインで開催され、公立学校の配置計画の概要、生徒から選ばれる高校づくりについてということで説明があり、ニセコ高校の本谷校長のほうからニセコ高校の取組についての情報提供を行ったところでございます。それぞれ小学校・中学校の校長、PTA会長など記載のとおり参加してございます。その後5月に校長協議会の全道会のほうでも、校長がニセコ高校の取組について発表し、今視察の依頼等が増えているというふうに向ってございます。

(5) につきましては、教育委員会との事務打合せということで、5月7日道庁のほうに赴きましてニセコ高校の魅力化に関わる教員定数、あるいは校名の新設等について、入試状況についての協議をしたところでございます。

(6) 第7回後志中地区教育支援協議会におきまして、昨年度の事業報告と7年度の事業計画等について協議したところでございます。

3ページをご覧ください。2、学校教育の推進ということで、(1) 学校運営につきましては、①卒業式については記載のとおり、各学校で実施されてございます。また、4月に入りまして、入学式等につきまして記載の日時で開催されてございます。また、③転入教職員等について、4月3日辞令交付ということでニセコ小学校6名、近藤小学校2名、ニセコ中学校9名、ニセコ高校5名、計22名の転入教職員を迎えたところであります。④参観日・授業公開について、各学校記載の日時で開催されてございます。⑤学校行事としては、旅行的行事でニセコ中学校の修学旅行が5月13日から15日に関東方面で実施されております。また、ニセコ高校は5月13日に北広島市のFビレッジを視察しているところでございます。⑥会議・研修については、校長会議が記載の3月、4月は臨時会を含め2回、5月にそれぞれ学校経営に関する協議・情報交流を行ってございます。また、教頭・主幹教諭会議につきましては、3月25日、4月25日、5月23日に具体的な学校運営に関する協議・情報交流を実施してございます。次に4ページをお開きください。④令和7年度、全国学力・学習状況調査が4月17日に実施されてございます。今年度につきましては、小学校は国語と算数、中学校におきましては国語と数学と理科ということで、該当生徒については記載のとおりでございます。

(2) 児童生徒の状況、①児童生徒就学援助費の認定状況につきましては記載のとおりでございます。②在籍児童生徒数につきましては、6月1日現在の数を記載してございます。大きな変動はなく、ニセコ小学校は238名、近藤小学校48名、昆布小学校3名、ニセコ中学校152名、ニセコ高校104名という状況になってございます。③特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況ということで、6月1日現在、該当生徒数につきましては記載のとおりとなっております。また、町として単費

で配置しております特別支援講師が6名ということになってございます。

次のページをお開きください。(3)「ニセコスタイルの教育」施策の実施状況、令和6年度第3回のコミュニティ・スクール委員会が3月3日に開催されてございます。コミュニティ・スクール委員会の活動報告について協議してございます。②令和7年度コミュニティ・スクール第1回委員会全体会について、今年度の取組状況、運営方針等について意見交流と各学校の執行方針について承認をしたところでございます。③ニセコスタイルの教育研究会の役員会と全体会が記載のとおり開催されております。

(4) 学校保健関係、①各種健康診断実施状況につきましては記載のとおり、内科・心電図・結核・眼科等実施されてございます。

次のページをご覧ください。(5) ニセコ高等学校関係、①今年度の新入生徒の状況ということで、入学時の生徒の出身町村、人数等を記載しております。今年度は一番下のほうにまとめてございますが、25市区町村、31中学校、42名の合格ということでございます。次のページ、それに関連しまして、②入寮の状況1年生2年生3年生、表に記載しているところでございます。③学習成果発表会ということで、3月18日に保護者のほか中学生を含めて多くの町民の皆様が約80名参加していただいたところでございます。④ニセコワールドビレッジ開村式ということで、昨年度いろいろご審議いただいたワールドビレッジが備品等も整理されて、いよいよ開村ということで4月26日にオープニングセレモニーを実施したところでございます。来賓ほか15名、スタッフを合わせると30名ほどの方が集まって、それぞれプレゼンテーションしたりZoomとかオンラインで交流したりしたところがございます。⑤各種大会参加状況、高等学校の定時制通信制体育大会後志地区大会、記載のとおりとなっております。今週末14日・15日に全道大会が開催され、かなりの成績で頑張っている成果が発揮され、全国大会に多くの部活動が参加できる状況になるのではないかと報告を受けております。

8ページをお開きください。3、子育て支援、幼児教育・保育の推進、(1) 子育て支援・子どもまちづくり関係について、①NPO法人ニセコ未来サポート隊による長期休日の預かり事業ということで、4月29日と5月3日から6日の5日間実施してございます。延べ45名の利用ということでございます。②日本ユニセフ協会 子どもにやさしいまちづくりシンポジウムには町長がパネリストとして参加、こども未来課長も参加しているところがございます。③ファミリーサポートセンター利用の状況につきましては、記載の表のとおりでございます。

(2) 幼児センター関係につきましては、おたすけまんの会、懇談会、親子レク、次のページに移りまして園児の健康安全ということで尿検査とフッ化物洗口、避難訓練が記載のとおり実施されてございます。③入園児童の状況ということで、6月1日現在、短時間型20名、長時間型113名、計133名ということでございます。また、広域ということで蘭越町の記載の施設等へ4名が通っている状況でございます。④預かり保育につきましても記載の表のとおりでございます。

(3) 子育て支援関係として、①子育て支援センター利用状況につきましては表に記載のとおりでございます。次のページをお開きください。5月31日現在の一時保育の状況、休日保育の利用状況につきましては表のとおりでございます。

(4) 放課後事業関係、①ニセコ子ども館の入所状況につきまして、6月1日現在、記載のとおりニセコ小学校68名、近藤小学校8名、計76名の登録がされてございます。②放課後子ども教室の登録状況につきましては、6月1日現在、ニセコ小学校が45名、近藤小学校が18名、計63名ということで、表の下に具体的な月日等が記載されてございます。

11ページをお開きください。4として、社会教育・社会体育の推進ということで、(1)社会教育活動、①第7回社会教育委員会議が3月24日書面にて開催され、第8期のニセコ町社会教育中期計画について承認いただいたところでございます。②少年体験事業、ニセコみらいラボについては記載のとおりでございます。③寿大学につきましては3月学習会及び閉校式が開催され、保健師による保健講話があり、参加者30名ということでございます。また、新年度の開校式及び4月の学習会につきましては4月18日に開催され、ニセコ高校の本谷校長からニセコ高校の取組について、教育長から健康講話第2弾ということで講話がありました。参加者は37名ということでございます。5月の学習会は5月28日に栄養士講話と花見会ということで、35名の参加がございました。

次のページをお開きください。(2)文化・図書活動、①有島記念館展示事業につきましては、絵本「ひとふさのぶどう」ありしまきねんかんおはなしとあそびのくにとということで、NPO法人ニセコみらいサポート隊によるキッズパーク事業と共同開催で1月7日から3月30日まで開催し、3,051名の来場者があったということでございます。有島記念館×文豪とアルケミストのタイアップ企画につきましても2,942名の来場者、また、藤倉英幸常設展示、古塔つみ展もそこに記載のとおり多くの方に来場していただいているところでございます。②有島記念館事業利用者状況につきましては、令和6年度の状況について表のとおりとなっております。③第1回ニセコ町図書館協議会につきましては、3月3日開催されてございます。次のページをお開きください。④学習交流センター「あそぶっく」の状況につきましては6年度の利用状況は表のとおりとなっております。⑤あそぶっくの令和6年度の活動状況につきましては、そこに記載の回数、それぞれの内容が取りまとめられています。多くの取組をしていただいていることに、改めて感謝申し上げたいと思います。次の14ページまであそぶっくの取組が記載されてございます。⑥ニセコ町文化協会活動状況につきましては、役員会が4月24日、総会5月29日に開催され、12団体と事務局が参加して6年度の事業報告、令和7年度の事業計画、役員改選等について承認したところでございます。

次のページをお開きください。(3)社会体育・スポーツ活動、①ニセコ町体育協会活動状況については役員会5月7日、5月26日に評議委員会に続き表彰式が開催され、多くの子どもたちを表彰したところでございます。令和6年度体育協会表彰ということで、スポーツ栄誉賞3名、最優秀スポーツ選手賞1名、優秀スポーツ選手賞7名、奨励スポーツ選手賞8名、2団体をはじめ、努力賞10名、2団体と昨年に比べ多くの子どもたちが表彰に値する成果を上げたということで、大変うれしい状況となっております。ちなみにスポーツ栄誉賞の藤村君につきましてはニセコ高校に在籍しており、岡田君は町外の高校、藤原君は高校卒業して現在大学のほうに進学していると聞いてございます。以下、その資料をご覧くださいと思います。次のページ②第43回ニセコマラソンフェスティバル実行委員会につきましては、第1回を4月8日に開催し、本年度9月21日の開催を決定したところでございます。第2回は5月27日に開催され、第42回收支決算、監査報告、第43回の大会進行状

況等について協議したところでございます。③第1回ニセコ町スポーツ推進委員会議、5月15日に開催されてございます。新たに委員長・副委員長の選出、7年度の社会体育事業計画、ふれあい町民運動会の種目検討等協議してございます。④ふれあい町民運動会の監督・主将会議が開催され、組合せ抽せん等を行ったところでございます。次のページ、⑤ニセコ町運動公園開幕スポーツ大会、5月25日開催予定でありましたけれども、あいにくの雨天により中止ということになりました。参加申込みにつきましては69名の申込みがあったところでございます。⑥学校アスリート訪問事業、走り方教室につきましては、5月16日・27日・28日に近藤小学校、ニセコ小学校それぞれで開催されております。講師に仁井有介氏をお招きして、運動会前に走り方の練習をさせていただいたところでございます。参加269名ということでございます。⑦6年度町内児童生徒スキーリフトシーズン券女性事業の実施状況について、利用数につきましてはシーズン券316枚、1日券児童生徒用355枚、保護者用67枚、未就学児用24枚という状況になってございます。⑧7年度町民対象スポーツ行事の予定についてということで、第18回ふれあい町民運動会が7月6日、第51回全町ソフトボール大会7月27日、第43回ニセコマラソンフェスティバル9月21日、第46回全町9人制バレーボール大会11月30日実施ということで予定してございます。⑨社会体育施設の利用状況につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これで教育行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 発議第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 日程第5、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について。提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や林産物の供給など、多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用の確立が急務となっております。

ニセコ町では2021年に「ニセコ町森林ビジョン」を策定し、その実現のため、一昨年には森林整備、木材活用、森林空間の活用などを促進する「株式会社ニセコ雪森考舎」を設立、昨年からは森林

整備拡大を図る新たな林業専用道開設事業を北海道と連携して開始するなど、様々な取り組みを行っています。

将来の世代に森林を引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

これらを国に強く要望するため、地方自治法第99条の規定による意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第6 報告第1号から日程第8 報告第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての件から、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の報告についての件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは本日よろしくお願いたします。ファイル004の2ページを開きいただきたいと思います。日程第6、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの令和6年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページでございます。まず、令和6年度の事業経過報告、1の総括です。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は平成13年6月1日のオープン以来23年を迎えました。指定管理者としては令和2年4月1日からは6期目の指定管理を受け、指定管理者として20年を終えました。

当期は3年に及ぶコロナ禍の影響が払しょくされ、国内移動・インバウンド需要・円安などの効果もあり、前年に引き続き2年連続で過去最高の入館者数と売り上げとなりました。

項番2の売上げについては、全体で9,531万5,000円、対前年比109.7%となりました。

4ページ、項番3の経費についてですが、販売費及び一般管理費は7,925万3,000円。役員報酬及

びスタッフの賃上げも実現できました。

5 ページ中程の収益事業報告です。1 の入館使用料から 6 ページ中程の 6 の委託収入までは、柱となる売上げの詳細を報告しております。

次に、6 ページ中ほどから 7 ページ上段までは、ニセコ町予算による改修工事等の内容等を記載しております。総額 1,564 万 2,000 円ほどの実績となります。

続いて 7 ページ中段、イベント・キャンペーンの関係でございます。綺羅乃湯におけるイベント・キャンペーンの実施は集客増につながる大切な取り組みとなっておりますが、8 ページにかけてその実績となっております。

9 ページは売上実績表、10 ページは貸借対照表でございます。表の左側一番下の資産の部合計と右側の負債及び純資産の部合計、共に前年比 328 万 1,044 円増の 3,472 万 5,603 円となりました。

続きまして 11 ページ、損益計算書でございます。コロナ禍後 2 年連続の売上げ増で、表の一番下、当期利益は最終的に税引き後 178 万 9,152 円の黒字決算となっております。

12 ページ、販売費及び一般管理費、合計 7,925 万 3,654 円、対前年比 108.7%の内訳ですけれども、特に前年と比べて増加したものは項目の上から 2 つ目、給料手当で約 385 万 9,000 円。表の中ほど修繕費は 104 万 9,000 円増でございます。

13 ページ、株主資本等変動計算書でございます。一番右の純資産は今期の利益が 178 万 9,152 円増となりましたので、期末において 2,013 万 1,881 円となります。

14 ページには 4 月 1 日現在の役員・従業員数と組織図を記載しております。

15 ページからは、令和 7 年度の事業計画と収支予算でございます。令和 7 年度も開業以来のモットーである「安心・安全・清潔な施設」の運営を心掛け、町民の健康増進や交流の場となるよう取り組むとしています。下段の事業計画でございますが、1 の売上向上として、①入館者数増加に向け、管内店舗との相乗効果を図る。ここから、16 ページの⑤綺羅乃湯オリジナル商品の展開まで、5 つの柱を掲げております。

次に、同じページの中段、2 において、衛生管理の保持とさらなる向上として、綺羅乃湯が利用者から長年支持されております清潔感を保持するための取組を進める旨が記載しております。3 の設備の投資及び管理から、5 のニセコ町予算にて行う綺羅乃湯改修工事については記載のとおりでございます。

17 ページは、7 年度の収支予算ですが、一番下、令和 7 年度の利益は 242 万 1,000 円と想定しております。

報告第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、同じくファイル 004 の 18 ページでございます。日程第 7、報告第 2 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

報告第 2 号 株式会社ニセコリゾート観光協会株式会社経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和 6 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

19 ページ。項番 1 の 2024 年度事業報告でございます。2024 年度のニセコ町観光はゴールデンウィーク、夏休みシーズンの不調、スキーシーズンの好調さで明暗が分かれました。ゴールデンウィーク及び夏休みシーズンの不調の要因は、令和 5 年度まで行われておりましたコロナ禍における宿泊割引などの道内旅行振興策が令和 6 年度にはなくなったことの反動、国内の物価高騰と全国的な旅行需要低迷がありますが、特に一部メディアによる報道、ニセコの物価高に関する報道の影響があったものと考えられます。また、宿泊客の減少、道内容の減少が顕著で、一方、冬季シーズンは訪日外国人を中心とするスキー客が過去最高となるなど好調でした。図ではニセコ町観光客入込客数の推移を掲載しております。

20 ページ上段、(2) 本社事業部とありますが、令和 6 年度の観光協会全体の売上は 2 億 5,176 万円と前年を上回る結果でございました。物販や旅行事業による売上収入は若干の減少となりましたが、放送事業受託の拡大もあり、最終的な当期純利益は 353 万円となりました。事業ごとの概要ですが、まず本社事業部では①観光案内・受入環境整備、②道の駅ビュープラザでの物販、③旅行・体験・交通、④プロモーション、⑤観光教育、⑥人材育成・体制強化、⑦G S T C 促進と、大きく 7 つの柱について記載の通り取り組んでまいりました。

(3) 放送事業部、ラジオニセコは開局から 13 年目を迎え、すみません、これ大変失礼しましたが、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。22 ページ一番上の行、開局から 12 年目、これ 13 年目の誤りでございます。ラジオニセコは開局から 13 年目を迎え、更なる番組の充実に向けております。引き続き「聞くだけじゃない、出るラジオ」をコンセプトに、地域に根差したコミュニティ FM 放送局として運営して参ります。①コミュニティ FM 放送局の放送業務から、24 ページにかけては 6 年度の事業実施内容を記載しております。

25 ページから令和 6 年度決算です。まず 25 ページは会社概要、26 ページの貸借対照表は資産の部、それから負債及び純資産の部の合計が前年比 573 万 3,598 円増の 9,044 万 2,949 円となりました。

27 ページにお進みください。損益計算書でございますけれども、令和 6 年度は売上高が 2 億 5,175 万 6,189 円で、売上原価を差し引いた売上総利益は 1 億 1,052 万 2,732 円、これから販売費及び一般管理費を差し引き営業外収益を加えるなどし、最終的には一番下 353 万 207 円の利益という結果でございました。

続きまして 28 ページでございます。販売費及び一般管理費でございますが、合計で前年度比 483 万 6,739 円増の 1 億 419 万 8,138 円となりました。

29 ページ、株主資本等変動計算書でございます。一番右上の期首の純資産が 6,491 万 778 円。これに当期の純損益 366 万 8,507 円を加え、期末の純資産は 6,857 万 9,285 円となります。29 ページ下は個別注記表、30 ページから 34 ページは参考資料として、ニセコリゾート観光協会の本社事業分と放送事業分の各々の貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。これは本社事業部と放送事業部の経理内容の透明性確保のために、参考までご報告しております。

35 ページ、4 月 1 日現在での役員名簿及び従業員数でございます。

36 ページから令和 7 年度の事業計画です。まず本社事業部でございます。①道の駅や J R ニセコ

駅の運営、②旅行・観光振興事業の企画・運営を基本の事業とし、2025年度の重点的な方針として、夏季の入込客の回復に向けた取組み等、37ページにかけて記載されているとおり事業を実施してまいります。38ページ、本事業部の予算は記載のとおりですが、最終の経常利益は16万5,000円強と予定しているところでございます。

39ページ、放送事業部の事業計画でございます。11行目、14年目を迎えるラジオニセコは、引き続き積極的に攻めの姿勢は変えずに、地域唯一のメディア・地域交流の場として地域に根差したコミュニティ放送の確立を更に進めるとしているところでございます。①取組むべき事業として引き続き3つのコンセプトを掲げるとともに、40ページには自主財源の内容、放送局の運営内容、受託している事業を掲載しております。41ページの予算でございますが、表の一番下、今期の純利益は20万9,000円強を予定しております。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして42ページ、日程第8、報告第3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告についてでございます。

報告第3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコ雪森考舎の令和6年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

44ページをご覧いただきたいと存じます。事業報告です。1-1総括、第3期は第2期に再構築した事業のサービスライン、各事業を整える取組みを進めてまいりました。事業運営においてはロコミやホームページ、イベントの開催を通じて、町内外の方々からご相談をいただく機会に恵まれ、業務を受託したほか、ニセコ町産木材を活用したオーダーメイド製品の提供も行いました。また、木育イベントさらには未利用材を売買できる木材市場「迷木市（めいぼくいち）」の開催など、木工関連事業者のPRの場づくりにも貢献しました。今後も、森林環境の改善を目指した事業者支援に加え、森林空間や木質製品、施設を通じてまちの暮らしを豊美する活動を継続してまいります。

1-2森林関連業務の需給整備事業では、林道脇の樹木伐採や森林整備など、多岐にわたる依頼を受けてまいりました。木材活用サポートでは予想を上回る町産材に関する相談・依頼があり、売上に貢献したところでございます。一方で木材の素材や木製品の販売においては、最終的には110万円ほどの増益となりました。45ページ、1-2-2設備投資の状況、及び1-2-3資金調達の状況は記載のとおり実績はございません。1-2-4事業別の売上及び成果でございますが、次のページ上段、森林関連業務の受給整備事業から、50ページ中段の林務代行業業まで6つの事業について、売上、実施内容、実績数値を記載しております。

50ページ下段、1-3主要な営業所及び従業員の状況、それから51ページ上段、1-4株式に関する事項、1-5役員に関する事項については記載のとおりでございます。

1-6余剰金の配当については、第4期以降の設備や人材への投資、将来の事業展開に備えた内部留保を充実させる必要から無配当としております。

52ページからは決算報告書でございます。53ページの貸借対照表ですが、資産の部と負債及び純

資産の部の合計は共に 46,608,240 円、前年比 2,413,363 円の増となりました。

54 ページ、損益計算書の表の一番下、当期純利益は 8,466,350 円となりました。

55 ページ、販売管理費は合計で 8,102,470 円、前年度比 677,078 円の増となりました。

56 ページ、株主資本等変動計算書から、57 ページの個別注記表まで記載のとおりでございます。

58 ページ、2-1 今期の事業計画です。ニセコ町の森林の問題の一つとして、管理している又は管理しやすい森林はわずかで、森林ビジョンにも掲げられている「共生循環の森づくり」には、木材による経済機能だけではなく、森林からの多様な恩恵の獲得など今まで以上に産業として模索する必要があり、この会社を通してニセコ町の森林の再生・再スタートをしたところでございます。このため「できる限り管理可能な森林量を増やす」「森林整備の保全の手法と体制づくり」「事業者育成の環境づくり」を優先し、これら課題解決を進め、「ニセコ町の木材の付加価値化」を図ってゆく段階的な取り組みを進めます。第 4 期は森林相談窓口の拡張と効率化・仕組化を進め、事業の推進を図ります。木材活用事業では製品の積極営業に努め、売上げ拡大を目指してまいります。また、第 4 期から地域おこし協力隊 1 名が増員となりましたが、必要な人材の確保にニセコ町とも連携しながら取り組んでまいります。森林相談窓口サービスを中心に業務の効率化を進め、事業の収益化に向けたトライアルを複数実施し、売上げ拡大に向けた取り組みを進めるということでございます。

59 ページの表は、第 4 期から 3 年間の事業別目標でございます。

60 ページ、2-2 第 4 期収支計画は記載のとおりでございますが、経常利益は 205 万 2,000 円としております。

61 ページ、2-3 利益剰余金については、①人員体制の構築、②事業の推進・基盤整備となる設備投資・仕入れ、③事業推進に向けた拠点の改修移転費用資金、これらに活用してまいります。

2-4 事業項目別事項、先に掲げた 6 つの事業について、1 森林関連業務の需要整備事業から 67 ページの 6 林務代行業業まで、事業内容、売上げ目標と根拠、目標数値を掲げ、実施をしてゆくこととなります。

報告第 3 号のご説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第 1 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第 2 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） ゴールデンウィーク、夏休みの観光客減少を偏向報道の影響とした具体的根拠、それに対する対策案をお聞きします。

もう一つ、G S T C 認証、ゴールドプラチナ取得に向けた課題・具体策についてですか、こちらに対してどれほどの観光客が流入したのでしょうか。お聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 馬淵観光課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ゴールデンウィーク等の不調の原因というのは、今回上半期の入り込み状況からも数字のほうは見えてございまして、上半期4月から9月の入り込み状況なんですけれども、こちら前年対比99.8%となっております。個別的な月割で見ましても、いつも入り込みが多い5月においては93.9%といったところもございまして、やはり原因はいろいろある中で、一つの要因として偏向報道が物価高騰、ニセコ価格といった問題があるのではないかという一つの要因があると考えてございまして。昨年度宿泊税の使途の関係でも、各事業者等のお話も伺ったところ、やはり夏季の入り込みは少ないという話も実際伺っておりまして、そういったところで対策を立てていかなきゃならないということで、去年観光協会のほうでは有無を活用したユーチューブの配信ですとか、そういった取組を行ってはきているところなんですけれども、効果的にすぐあらわれたかという数字には至ってございません。

あと、ニセコ町の対策としてカレー物価指数というところを流すことで、ニセコ町で暮らしている私たちの中では物価高騰は他の場所とそれほど変わらないよといったメッセージを出しているところがございます。この件につきましては、7年度も継続しながら対策を練っていきたいと考えてございます。

G S T C の関係ですが、これをやることによって入り込みが増えたかという効果検証は行ってはおりません。これはあくまでも今やっているニセコ町の観光だけではなくてまちづくりの取組をすることで、一昨年度ですか、G S T C の認証の中でシルバーをいただいたところございまして、さらにそれを上の段階へ進めるべく取組をしていく中の、G S T C 認証の取組といったところがございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） 町民からの意見では、夏場の千歳ニセコ間のバスがなくなったということに対して、やはり道外からのお客様が来る際にレンタカーもしくは電車となり、バスの利用ができなくて大変厳しいというようなお話を聞いております。

もう一つ、ゴールドプラチナ取得に向けた件なんですけれども、こちらのウィンターシーズンに生活排水、ホテル等ですね、直接河川に流れているってということなんですけど、これに対処していないのになぜアワードがとれているんでしょうか。これ申請ミスはございませんか。かつ、これが取れたとて、どのような旅行者がたくさん来るとか、そういったK P I は設定しているのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） まず、千歳ニセコ間のバスがない不便さは私たちのほうでもお声は聞いておりまして、その辺はやはりバス会社さんとの交渉になってくるかなと思うんですけど、前原議員もご存じかなと思うんですけど、バス運転者の不足からなかなかそこが見いだせていない状況

ではございます。

あと、G S T Cの認証の関係ですけど、当初の項目からきちんと点数がついていることとなっております。間違いではございません。検査員の方も当時ニセコ町に入られて、検査項目についてヒアリングを行っておりますし、そういった結果を持ったシルバー賞となっております。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 町民からの要望です。偏向報道に関しては、こちらS N S等が今使える状況ですので、首長がもっとしっかりと方向してください。

もう一つ、バスの運転士不足なんですけど、これも第一に取り組んでください。104億円も使って、バスの運転士不足が解決されないというのは納得いきません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第3号 株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） 当期純利益が大幅増加した具体的要因をもう一度お聞かせください。

木材活用サポート事業の受注が少なかった理由、今後の対応策もお聞かせください。

森林整備林業機械レンタルの利用拡大戦略の具体的内容を教えてください。

これ何と読めばよろしいでしょうか、「まいきいち」でよろしいですか。

（「まよいぎいち」の声あり）

「まよいぎいち」、

（「めいぼくいち」の声あり）

「めいぼくいち」イベントの評価方法、改善点の具体的な検討内容をお聞かせください。

今後の設備投資計画の詳細な見通しはありますでしょうか。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） たくさんの質問、ありがとうございます。全部覚えきれてなかったら大変申し訳ないんですが、まず一つ目、当期純利益が伸びた理由に関しましては、一つは売上げ、これは彼らが営業頑張ってくれたっていうところも含めて、整備事業のほうでいろんなご相談を受けたっていうところで、正直ここに関しては当初地域の事業者さんに業務を紹介するっていう形で薄利でやらせていただくっていうところをメインに置いていたんですけども、依頼主さんのほうから雪森考舎が元請けになってもらいたいっていうところの依頼を受けて、そうすると入りの数字が一気に上がってくるっていうところがあって、大きく拡大したっていうところが非常に大きなポイントの一つになっています。さらにもう一つは木材活用サポートですね、これ要は木材を使ってN I S

EKO GRAVELさんのイベントのときにモニュメントをつくってもらいたいとか、そういったニセコ町内での木材活用が非常に進み始めているっていうところが要因で、売上げ自体を拡大している状況です。

当期純利益の話です。コストっていうところでいうと、大きく二つあります。一つ目は人員拡大っていうところを考えていたところでありますが、なかなか人が集まらなかったっていうところで、想定していた人件費がそこに至らなかったっていうところが大きなところ。さらに言うとそうすると少ない人員でフル稼働で動いているっていうところがありますので、販売促進費関係の広告費であったりとか移動を想定したものっていうところが少なくなっているっていうところが、当期純利益を拡大しているっていう二つ目の理由になってます。

あとごめんなさい、たくさんあったのでメモし切れなかったのもう一度質問をお聞きしてもいいですか。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） はい、ゆっくり質問させていただきます。

二つ目の質問は、木材活用サポート事業の受注が少なかった理由、今後の対応策。

三つ目、森林整備林業機材レンタルの利用拡大戦略の具体的内容は。

四つ目、迷木市イベントの評価方法、改善点の具体的な検討内容。

最後に、今後の設備投資計画の詳細な見通しとなります。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 木材活用サポート、大きく言うと木材活用サポート自体は増えているっていうところで、仕入れ販売のところは減っているっていうところがポイントになっています。全体で見ると減っているように見える、少なかったというところにあるんですけども、その理由っていうのは木材をお客様のほうが自ら加工していくっていうところまではまだ至ってはいないというところで、先ほどお伝えした活用サポート、つまり具体的に加工までしてご提供するっていうところで売上げが拡大しているというところ。今事業戦略上この木材そのものを売っていくっていうこと自体がどこまで拡大していくかっていうのは、見極めのポイントかなと思っています。もしかしたら加工とセットで拡大していくっていうことを想定していくといいかなというふうに思っております。

あともろもろのリース関係の拡大戦略っていうところですね。こちらは昨年度実際に運用を初めてしたところ、やっぱり複数の事業者さんが利用していただいたんですけども、故障っていうものが発生していると。それが誰が実際に原因になって故障が発生しているのか、実際に使った人で故障を発見した人が原因なのか、その前に利用された方が故障の原因をつくっているのかっていうところが非常に見極めづらいついていうところがありまして、他のリース会社さんのお話を伺いながら、その改善をどうしていくのかっていうところを今考えてるところではございます。比較的拡大戦略っていうところでいうと、長期で使ってくださる事業者さんっていうのが複数名いらっしゃるっていうところで、そちらに集中的にリースをしていくっていうことで利用拡大っていうところを図っていくかなというふうに思っております。

迷木市に関しましては、参加者数っていうところで今実際にKPIを持っていたり、報告書のほうでも上げさせてもらった実際に売買された木の量っていうところで成果っていうところを図っているところなんです。さらに言うと、参加していただいた、要は木材を市場に出してもらった事業者さんと買っていただいたお客様に対してアンケートをとっていて、その満足度っていうところから検討を進めたいと思っています。今後の改善点でいいますと、やっぱり告知っていうところをどう拡大していくのか、ありがたいことに知らなかったっていうお話を受けて、知っていたらもっと木材を出したのというお声があったりしたので、もっと情報発信っていうのを積極的にやっていかなければいけないなっていうところと、あとは取り扱える木材、いま雪森孝舎のそばの広場でやらせてもらっているの、出せる木材の数にかなり制限があるっていう状態になっています。今後拡大を図っていくときには、迷木市を実施する場所っていうところ、どこで行うのかっていうところが非常に大きな論点になってくるかなと思っています。

最後に今後の設備投資のお話ですね。こちらに関しましては今借入れを福井のほうで、オフィスを設けてスタートさせていただいている状態ですが、次のオフィスはまだ見つからないという状態です。今製材機を屋外に置いて実施しているところではありますが、大きく二つの理由から別の場所に移して製材自体のサービス提供を考えています。一つ目は、近隣にですね住宅を建てる可能性があるっていうことが上がってきましたので、そこを建てる方との協議も含めてなんですけれども、やっぱり音の問題っていうところがあるのではないかなというふうに考えています。実際に設置する際には静穏テストというものを行った上で問題がないっていうところからスタートはしているんですが、やっぱり感覚的なものも正直あるかなというふうに思っているの、その関係上外でやるっていうことは少し控えていこうかなというふうに思っています。あとやっぱり雨の日とか、そういった天候が悪いときに関して実施できないっていうところの稼働率の上げる要因というものがありますので、近くの農家さんにご協力いただいて、屋根つきの場所を賃貸させていただくことになりました。そこは今まで使っていなかった場所ですので、壁であったりとかそういった使えるような環境にするという整備を行っていくところが直近で考えられている設備投資になっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 今の返答を統括させていただきますと、やはり人材不足っていうことと、あとハードコンテンツに関してはなかなか厳しいのではないかなと考えております。リースするにしてもリースの重機量であったりとか、あと木材に関してもおっしゃったとおり、なかなか材料が見つからないということを理解しました。に対して利益を上げるためにですね、ここはハードでなくてソフトへの投資、ソフト事業に関しての可能性をお聞きします。例えば、雪森孝舎に関してなんですけれども、現在トビムシの方も入っている中でかなりの林業に対してのノウハウがたまっていると思います。こちらのノウハウをですね、他の自治体に対してコンサルをして利益を得ることっていうのはなかなか難しいことなんでしょうか。

あと、SNS等の活用方法というのが現状かなりあると思うので、もしよろしければ意見交換等もできますんで。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 当事業のハードとソフトのお話ですけれども、第三セクターっていう立ち位置上、ハードをなくしていいのかっていうところは非常に悩ましいところだなと思ってます。第三セクターとはいえ、やっぱり利益をちゃんと出さなければいけないっていう面と、公共性っていう意味を考えたときにやっぱり実際に森林整備のご相談が増えているっていうところから、重機の必要性っていうところは非常にあるかなと。町民の方々からそういった要望あるのに対して、利益にならないからといって切捨てていくっていう発想は正直悩ましいかなと思っております。ソフト事業の話、先ほど挙げていただいた話は、今年の3月定例議会のときに申し上げたとおり、一つ大きな可能性があるのは行政の林務代行が正直横展開の可能性は非常にあると思っております。実際に北海道であったりとか中央行政から来る調査というものは共通するものが非常に多いというところから、今任務代行でお渡ししている業務自体のノウハウがたまっていくと他市町村のコンサルであったりとか、代行っていうところをさらに拡大していくっていうことができるのではないかなと思っております。SNSに関してとか情報発信に関してはまだまだやりきれないっていうところがあるので、いろいろご指導いただけると幸いです。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 誤解を招いてしまい申し訳ございません。ハードは今やってる現状は維持しながらという意味でやるっていうような話ではございません。あともう一つですね、ちょっと懇談会でもお聞きしたんですけども、確かニセコ町でグループラインがあるっていうのを聞いたので、そちらを活用するということも可能性はあるんじゃないかなと思います。

○議長（青羽雄士君） 質問ですか、意見だけでよろしいですね。

○5番（前原孝植君） はい。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 私、迷木市を実際に現場で見て、一つの知恵だなというふうに思いました。というのは、いわゆる通用してる銘木は別の字ですけども、それは材として非常に価値のあるもので、それを取引するということですが、今回のは普通だと非常に出回らないような、ちょっと節が大きいとか、あるいは根っこの部分であるとか、そういうものを実際に価値を見いだして買ってくれる方がいるんじゃないかっていう、いわゆるソフト面を組合せた取組だったというふうに私も感じております。

実際こんな木がっていうのが赤札がついてちゃんと売れてるっていうのを見て、これはやっぱり今後広げていくべきだというふうに感じました。その上で、それをどういうふうにするかっていうところで付加価値をつける、例えばそれは一品物っていうことになりますので、非常に高いものになるんですけども、それを活用した家具ですとかそういうものは富裕層が目をつければ買ってくれるんじゃないかとか、そういうようなことで発展性があるなというふうに私は感じました。

その上で先ほどから問題になっております人材不足です。この事業報告にありますように協力隊1名ということでありまして。それから先ほどの報告で、24年度はその人員が充てられなかったということによる人件費が残として残ったということでありましてけれども、そこでお尋ねしたいんですが、雪森孝舎として協力隊以外に直で雇うということをイメージされてると思うんですけども、実は

私あるニセコ高校卒業生で非常に森林とか樹木に関心を持ってる方を知ってるんですが、その方はやっぱり専門学校卒業後の就職先として地元等も検討したんですけども、やはり収入とといいますか、賃金の面でニセコには来れないという意見で別の土地に就職しました。そういうことを考えると、非常に人材としてもったいないことをしたなあと思っております。ですから、今の会社の力でね、そんなに他地域と比べてして突出して賃金を増やすことはできないと思うんですが、そういった人材確保のための特別の努力が必要かなと思いました。それから地域おこし協力隊の方を活用するという意味では、今回1名というふうになっておりますけれども、できるだけ全国にはそういう林業に関心持っている若者、青年たちがいると思いますので、協力隊の採用に当たっては町としても力を入れたらどうかということを感じております。

もう1点、やっぱり事務所の問題があると思います。ちょっと聞いた話では、迷木市のときの立ち話ですけども、冬は事務所の出入りのときに、なんていいますか、雪除けの臨時のビニールの入り口をわざわざ出さないと、出入りが困難だという話が出たんですね。先ほど機械の置場は農家さんについてということですけども、そういった置場も含めて、それから事務所としての機能、土場としての一定の面積、こういったものを備えた適切な事業所というものを、町と協力して見つけたほうが私は今後の発展のためにはいいのではないかとこのように思います。

また、採用した職員の作業環境といいますか、執務環境も含めて検討していただけたらどうかと考えております。いくつか述べましたけども、もし対応するお考えがあれば紹介していただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 迷木市に関してはおっしゃるとおり付加価値をどう上げていくのかっていうのが非常に大きな論点になると思っております。当初、最終ゴールとして我々が目指していた迷木市っていうのは、木を出す人とそれを加工するアーティストさんであったりとか事業者さん、富裕層を含めた比羅夫のお客さんであったり町民のお客様という三つのプレーヤーをどう一同に変えさせて売買取引をさせていくのかということを中心に大きなゴールとして置いておりました。今回はそもそも何をやる場所なのかとか、どんな木が出てくるのかとかっていうことも初めてのことでしたので、加工する事業者さんはお呼びできなかったっていうのが現状です。ですので、今回も含めた実績というものがどんどん増えていけば、いろいろな木が集まってくると思いますので、それを踏まえて加工してくださる事業者さんの招聘をし、それとセットでお客様に価値提示をしていくということ、将来的に目指してやっていこうかなと思っております。

あとそうですね、いろいろな雪森孝舎に対して厳しいご意見があると僕も認識しているので、いきなり富裕層っていうお話になっていくと、またそういった声が大きくなっちゃうかなというところもあり、投資利益を追求するだけではなくて、町民の方々であったり実際に町で働く事業者さんっていうところをまずは重視していくっていうところで、薄利でやらせていただいている状態になっております。

次は人材の問題ですね、ご心配ありがとうございます。今4期目で実質では3年目っていうような小さな会社ですので、存在自体が全然知られていない。知ったところでその実績自体がまだ少ないっ

ていうところがあり、なかなか募集を出しても来ていただけなかったっていうところは正直あります。そこに対してやっぱり実績をどう積み上げて情報発信をしていくのかっていう、自社の企業努力っていうところをまずは大前提に置きながら、町も含めた多様な雇用の仕方、例えば会計年度任用職員であったりとか、そういった形での採用で派遣っていうところも視野に入れながら、実際に町と連携をしながら採用拡大っていうところは目指していきたいかなと思っております。

三つ目の事務所の問題、皆様からいろんな厳しい意見ももらっているながら、多分雪森孝舎に一番厳しいのは僕だと思っています。コストの利用の仕方っていうのは非常に厳しく管理させてもらっていますというところで、事務所も今はそこにお金をかけるタイミングではないというジャッジをさせてもらって進めさせていただいている状況です。議員さんのほうからこういった声をいただけるのであれば、今後の採用のことも考えて、職場がきれいじゃないとなかなか人が集まってくれないということもあると思いますので、その部分は緩和しながらオフィス、事務所の充実っていうところにも投資ということを強化していこうかなと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

この際、議事の都合により午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午前12時10分

再開 午後1時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 報告第4号から日程第10 報告第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件、日程第10、報告第5号 令和6年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての件、2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） ファイル004、68ページでございます。日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和6年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

69 ページでございます。運用状況報告書でございます。項番 1 の情報公開請求件数は 1 件ございました。

項番 2 の請求内容は、記載のとおりでございます。

項番 3 の不服申立ての状況はございません。

項番 4 の審査会の開催状況については、審査案件がなかったことから開催しておりません。

報告第 4 号については以上でございます。

続いて、70 ページ、日程第 10、報告第 5 号 令和 6 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

報告第 5 号 令和 6 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第 213 条の規定により繰り越したので、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

71 ページをご覧いただきたいと存じます。ここに記載した一般会計の 3 つの事業は令和 6 年度内に予算化し、実施した事業ですが、令和 6 年度内にその支出が終わらない見込みのため、令和 7 年度に繰り越して引き続き実施をする事業でございます。ここでお示ししている計算書は、地方自治法に基づき歳出予算の翌年度への繰り越しとして既に議決を経ている事業でございます。改めて、ここでご報告をいたします理由は、この繰越明許費について翌年度 5 月 31 日までに繰り越し計算書を調製し、次の議会、今回の議会のことですが、報告するというルールのためでございます。

事業名、金額等については記載のとおりで、3 月議会でもご説明申し上げておりますが、1 つ目の財産管理一般経費は、字羊蹄の町有地に対する所有権移転登記請求事件の訴訟費用でございます。

2 つ目の価格高騰緊急支援給付金・低所得世帯支援事業は、2 月議会で補正いたしました非課税世帯 3 万円と子ども一人につき 2 万円加算をする給付事業について、給付自体は令和 7 年 4 月以降に行うため、補正した 2,609 万 5,000 円のうち右欄のとおり 2,540 万 8,000 円を繰り越します。

3 つ目の公営住宅改善事業について、令和 6 年度当初予算にて 522 万 5,000 円を計上し、外構工事として令和 6 年度建設中の新団地 2 号棟の駐車場整備を予定していましたが、当該工事の実施により 2 号棟建設が遅れることへの影響を鑑み、522 万 5,000 円全額を令和 7 年度に繰り越して実施するものでございます。

報告第 5 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第 4 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第 5 号 令和 6 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第 11 承認第 1 号から日程第 12 承認第 2 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 11、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第 12、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件、2 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではまずファイタイトル 005 の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。承認第 1 号、それからこの後第 2 号になりますが、これは令和 6 年度一般会計予算及び特別会計の専決についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を調整することで収支を見通し、基金取崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積立てなどを行う最後の補正予算ということになります。なお、この補正後の予算が令和 6 年度の最終予算ということになるものでございます。

最初に今回専決処分しました令和 6 年度一般会計補正予算の全体像についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、999-1 をお開きいただきたいと存じます。この補正予算資料の No.1 の 6 ページでございます。まず、左側の歳入についてでございますが、特に一番上の町税は決算見込みによる 1 億 6,000 万円強の増額。その 2 つ下、交付金については交付金等額の確定により 2,900 万円強の増額。その下、地方交付税額は最終的な算定による 2 億 8,600 万円強の増額。下から 4 つ目の国・道支出金については事業確定による減額。その下、繰入金については当初予定から 1 億 7,900 万円余りの減額とし、この減額分は基金からの繰入れをせずに済んだ金額でございます。

次に、右側歳出についてでございますが、一番上の公共事業について、消防庁舎建設工事などを含む公共事から 4 つ下の町補助金まで、各種事業実績による減額。その下、繰出金・負担金は後期高齢者医療給付費等の実績による減額。その 2 つ下の基金積立は、決算見込から将来の財政需要に備えて、新たに公共施設整備等基金など各種基金へ 4 億 3,100 万円強の積立金を補正計上するものでございます。その下、その他についても事業実績による減額補正でございます。

これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ 5 億 5,521 万 2,000 円の減額補正となっております。

それでは、日程第 11、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。005 にお戻りいただきたいと存じます。

承認第 1 号 専決処分事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

2 ページが専決処分書でございますが、6 年度の最終専決については 3 月 31 日付の専決処分書でございます。

3 ページをお開きいただいて議案でございます。

令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5 億 5,521 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 3,300 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日、ニセコ町長 片山健也。

議案の 4 ページは第 1 表 歳入歳出予算補正の内容でございます。歳入が 4 ページから 5 ページ、歳出が 6 ページと 7 ページに載っております。8 ページ、第 2 表 地方債補正でございます。これは、左欄に掲載した事業について、起債を活用して令和 6 年度に実施した事業でございます。一番上はただ今進めております消防庁舎の建設でございます。令和 6 年度は左の変更前で、起債の限度額を 7 億 9,600 万円としておりましたが、入札減や実績から右の欄のとおり最終的に令和 6 年度の起債の限度額を 2 億 4,480 万円に減額してございます。なお、限度額の差額は 7 年度事業として実施いたしません。

以下 14 ページにかけて全 21 件の事業について、その実績により起債の限度額を右欄のとおり減額してございます。この他にも令和 6 年度に実施した起債事業はございますが、起債の金額等に変更のない事業としてここに掲載はしておりません。変更のない事業を含め、地方債全体については 61 ページに全ての起債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

15 ページにお戻りください。15 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。16 ページの歳出ですが、今回の補正額、一番下の左から 3 列目、合計 5 億 5,521 万 2,000 円の減額の財源内訳ですが、国道支出金 5,646 万 6,000 円の減額、地方債 8 億 4,480 万円の減額、その他特定財源 8,861 万 3,000 円増額いたしまして、一般財源では 2 億 5,744 万 1,000 円の増額という構成でございます。

それでは、歳出より説明いたします。41 ページでございます。なお、表の一番右側の説明欄に記載のない項目につきましては、表中央の欄にあります補正額の財源内訳において、主に一般財源以外の財源充当先の変更のみとなっておりますので、こちらについても詳しい説明を省略させていただき、財源調整としてのみ報告させていただきます。この財源調整につきましては、例えば予算よりも

多く収入が入ったものや基金を繰り入れしなくてよくなったもの、中には収入が見込みより少なくなったものもありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解いただきたいと思います。

41 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費は全体で 228 万 3,000 円の減額。記載のとおり減額しておりますが、17 節のコンピュータ機器備品 58 万 8,000 円の減は、当初予算で打ち合わせ用の大型モニターを 3 台購入する予定でしたが、現状の大型モニター利活用状況の見直しにより、購入数が 1 台となったことによる執行残でございます。

4 目基金積立金の 24 節は全体 4 億 1,173 万 6,000 円の増額。1 つ目の財政調整基金 1,200 万 1,000 円は標準財政規模の拡大に伴う基金の積み増し、及び災害など有事の際などに備えるため積み立ての増額補正でございます。2 つ下、公共施設整備等基金積立金 1 億 9,999 万 3,000 円は、決算見込みから 6 年度内に取り崩し活用した繰入金を全額解消するため積み立てるものでございます。その下、減債基金積立金 5,012 万 8,000 円は役場庁舎償還財源として積み立てるものでございます。その下、ふるさとづくり基金積立金及び企業版ふるさとづくり基金積立金は実績による積み立てでございます。その下、宿泊税基金積立金 3,310 万円は地域交通等に充当した以外、次年度以降に活用するため積み立てるものでございます。なお、基金全体の残高につきましては 999-3 補足資料の 3 ページに記載してございますので、後ほどご覧ください。

42 ページ、6 目企画費、全体で 1,556 万 1,000 円の減額は実績によるものでございます。上からふるさとづくり寄付金返礼、その下、手数料、その下、クレジットカード収納手数料、1 つおいてふるさとづくり寄付返礼業務委託料は、いずれも寄付をいただいた方の中で返礼品を要望しなかった方が居たため、予算に執行残が生じたことによる減額でございます。1 つ戻り、12 節の 1 つ目、地域通貨環境整備業務委託料は入札実績による減でございます。

7 目地域振興費は全体で 2,121 万 4,000 円の減額でございます。18 節の地域おこし協力隊活動費補助及び集落支援員補助は、当初見込みより採用人数が少なかったことによる執行残でございます。

8 目自治創生費は全体で 129 万 3,000 円の減額。

43 ページ、12 目財産管理費 222 万 4,000 円の減額から 19 目地籍調査費までは財源内訳の変更や実績による減額で、内容は説明欄のとおりでございます。

20 目庁舎整備費は 14 節の消防庁舎建設工事 5 億 5,402 万 7,000 円の減額で、令和 6 年度工事出来形金額の確定に伴う減額です。令和 6 年度実績により減額した金額は令和 7 年度に既に計上しております。

21 目諸費は 31 万 7,000 円の減額。

44 ページ、24 目 18 節の臨時特別給付金 317 万円の減額は、価格高騰緊急支援給付金及び調整給付金の支給実績による減額。なお、給付金は全体で 2,663 万 5,000 円の給付実績となります。

2 項徴税费、2 目 22 節過誤納等還付金 223 万円の減額は、法人の収益低下に伴う法人税の還付が見込みより少なかったことによる減額でございます。

以下、3 項及び 4 項は記載のとおりでございます。

45 ページ、3 款民生費は、全体で 2,187 万 1,000 円の減額。1 項社会福祉費から 46 ページ一番下、2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費まで、負担金の確定や事業実績による減額でございます。

47 ページ、4 款 1 項 1 目 18 節簡易水道事業補助金 4,492 万円の減額は、企業会計である簡易水道事業会計の実績、主に消費税還付金による歳入増加ということでございますが、これに伴い、一般会計から補てんしている補助金を減額するものでございます。

その下、2 目予防費は予防接種、妊婦検診委託や出産子育て応援給付など、記載の金額についての実績による減額でございます。

3 目 18 節合併処理浄化槽設置整備事業補助は、4 基分の予算に 7 件の申し込みがあり増額補正をさせていただきましたが、最終的に 3 件の実施となり減額補正でございます。

48 ページ、7 目 12 節の 2 つめ、太陽光発電設備設置設計・調査業務委託料は当初補助要求額に対し補助金交付決定額が約 1/2 となったため、歳出の事業費予算についても減額するものでございます。その下、ニセコスタンダード住宅推進事業補助 2,129 万 6,000 円の減額は、集合住宅等の高気密断熱化に対する支援について補助交付実績に基づく執行残の減額でございます。

2 項 2 目塵芥処理費、10 節の消耗品費 329 万 4,000 円の減額は有料ごみ袋の入札減と購入枚数減と、豊里のごみの最終処分場における水処理設備の不良により散水が減ったことによる管理用資材の購入減でございます。なお、水処理設備の不良は解消しております。その下 2 つは、それぞれごみや汚泥の処理量が予定を下回ったことによる減額でございます。

49 ページ、6 款農林水産業費は全体で 2,066 万 1,000 円の減額で、1 項 3 目農業振興費は実績による減額でございますが、18 節の 3 つめ、農業次世代人材投資資金 1,420 万 3,000 円の減については、新規就農予定のうち 2 件が令和 6 年度中の就農がかなわず支援のための資金を活用しなかったことによる減額でございます。

5 目 12 節の草地畜産基盤再整備事業委託料 674 万 5,000 円の減額は令和 5 年度から実施している牧草地再整備のための事業でございますが、農作業などの都合により一部事業を令和 7 年度に繰り越して実施するため、令和 6 年度事業の事業費を減額します。その下、国営緊急農地再編整備事業基金積立金 2,000 万円は令和 11 年度から 12 年間でニセコ町の負担分を返済する準備のための基金積立でございます。

50 ページ、2 項林業費は全体で 620 万 1,000 円の実績見込による減額補正でございます。

51 ページ、7 款 1 項 1 目商工業振興費は全体で 576 万 9,000 円減、実績による減額。18 節の 3 つ目、特定地域づくり事業協同組合制度導入検討等補助 350 万円の減、これは人材不足に対応するための組合ですが、その検討に係る移住定住支援員の実証配置が令和 7 年度になったことによる減額補正でございます。

2 目観光費は全体で 1,443 万 7,000 円の減、これは実績による減額。12 節の観光指標モニタリング調査・実証事業委託 269 万 7,000 円の減額は、綺羅乃湯混雑状況の可視化に活用している A I カメラについて、当初想定していた A I カメラ設置数の増加分について次年度へ延期する等、実証事業内容の見直しによる減額補正です。18 節の 6 つ目、宿泊税導入対応支援交付金 455 万円の減額は、休業・廃業等により当初想定よりも実際に宿泊業を営業している事業者が少なかったことによる減額補正でございます。交付金はほぼすべての事業者に交付済でございます。

3 目消費行政推進費は実績による 113 万 2,000 円の減額。

52 ページ、8 款土木費は全体で 1 億 4,124 万 9,000 円の実績による減額。主には入札による執行残と工事年度の見直しによる減額などがございます。53 ページの上から 3 つ目、14 節町道羊蹄近藤連絡線歩道整備工事 4,639 万 1,000 円の減は、交付金がつかなかったことによる事業見送りのための減額でございます。

54 ページ、5 項都市計画費は財源内訳の変更。

6 項下水道費、1 目 18 節の公共下水道事業補助金 2,541 万 4,000 円の減額は、公営企業会計である下水道会計の実績見込みにより、一般会計から企業会計へ支出する補助金を減額するものでございます。

7 項住宅費は全体で 2,098 万 3,000 円の減額。主に入札等の執行残などの実績です。このページの一番下、環境負荷低減モデル集合住宅整備事業補助 1,800 万円の減額は高気密など町が示す基準をクリアした集合住宅建設に対する支援でございますが、申請がありませんでしたので全額減額しております。

55 ページ、9 款消防費は羊蹄山ろく消防組合費用の実績、主に退職手当組合精算還付金の歳入増、及び職員退職による人件費の減でございますが、その見込みによる 372 万 4,000 円の減額でございます。

56 ページ、10 款教育費、1 項は全体で 762 万 9,000 円の減額。

4 目教育諸費、13 節バス借上料 619 万 7,000 円の減額は、学校のスキー授業やスクールバスにおけるデマンドバス利用実績の減によるものでございます。

2 項小学校費、1 目 14 節のニセコ小学校営繕工事 244 万 1,000 円は入札減。

3 項中学校費は財源内訳の変更でございます。

4 項高等学校費は全体で 3,719 万 9,000 円の減額でございます。

57 ページ、2 目高等学校管理費、14 節ニセコ高校校舎営繕工事 175 万 3,000 円の減額は、職員室を拡張するために相談室との壁を撤去する工事費を計上しておりましたが、工事が長期休暇中にしかできないことから、事業者との日程調整が整わず工事を見送ったための減額でございます。令和 7 年度に実施します。

3 目教育振興費は全体で 476 万 4,000 円の減。生徒通学費補助など実績による減額でございます。

4 目寄宿舎管理費は全体で 2,771 万 4,000 円の減額。12 節のニセコ高校寄宿舎整備工事設計業務委託料 941 万 4,000 円の減額、その下のニセコ高校寄宿舎整備工事設計業務委託料 1,351 万 3,000 円の減額はいずれも入札減でございます。58 ページ一番上、ニセコ高校校舎営繕工事 206 万 8,000 円の減額は、エアコン設置に関し精査により台数を減らしたことによる減額でございます。

6 項社会教育総務費は全体で 461 万円の減額。18 節の 2 つ目、音楽イベント事業補助 250 万円の減額は、演者を招聘する形式から町内の音楽活動を重視する方向へ変更したことによる減額。

2 目有島記念館費及び 3 目学習交流センター費は財源内訳の変更でございます。

7 項保健体育費は全体で 334 万 7,000 円の減額。13 節の 2 つめ、バス借上料は事業者の都合でバスの手配ができず、スキー教室やスキーフェスティバルを中止したことによる減額でございます。

2 目体育館費から、59 ページ一番下、5 目運動公園費までは財源内訳の変更でございます。

60 ページ、13 款予備費は実績により 134 万 8,000 円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。17 ページ、1 款町税は全体で 1 億 6,009 万 3,000 円の増額補正です。

1 項町民税、1 目個人、1 節の現年課税分 1,574 万 3,000 円の増は、景気の向上などに伴う個人所得の増加によるものでございます。その下、滞納繰越分 96 万 3,000 円の増額は大型滞納案件の解消分でございます。

2 目法人、1 節の現年課税分 3,977 万 1,000 円の増は、町内への進出法人の増及び業績が良好な法人の増加によるものでございます。

2 項固定資産税 2,935 万 5,000 円の増は、評価替えに伴い土地の評価額が上昇していることと活況な建築需要による新築家屋の増が要因でございます。

3 項軽自税は、全体で 98 万 1,000 円の増額補正。

18 ページ、4 項町たばこ税 906 万円は実績増。

5 項入湯税は実績減でございます。

6 項宿泊税は見込みより宿泊者の増加による 6,467 万 1,000 円の増でございます。

19 ページ、2 款地方譲与税は額の確定により全体で 75 万 1,000 円の増。

20 ページ、4 款配当割交付金から、26 ページ、10 款地方特例交付金まで、額の確定によりそれぞれ増額となっております。

27 ページ、11 款 1 項 1 目 1 節普通交付税 5,720 万 5,000 円の増は、追加交付があり当初予定を上回った実績でございます。その下、特別交付税 2 億 2,917 万 3,000 円の増は、小中学校のエアコン設置や集落支援員増など特殊財政需要額の増加が反映された増額でございます。

28 ページ、13 款 1 項 2 目教育費負担金、1 節幼児センター保育料(長時間)372 万 5,000 円の減額は、保育児童数の減や保育料算定に係る所得階層の実績によるものでございます。

その下、3 目 1 節畜産担い手育成総合整備事業受益者負担金 437 万円の減は、牧草地再整備について事業の一部を次年度以降へ見送りすることによる減額でございます。

29 ページ、14 款使用料及び手数料は全体で 273 万 2,000 円の増額。

1 項 4 目 2 節公営住宅使用料 1,014 万 6,000 円の増。その下、コーポ有島使用料 93 万 6,000 円の減は令和 6 年度の入居者所得階層などの実績によるものでございます。

5 目 3 節有島記念館入館料 120 万 7,000 円の減は、記念館で開催した竹尾ペーパーショーの開催中に全館無料入館としたことなどにより、入館者収入が減少したことによるものでございます。

一番下、2 項 3 目 1 節ごみ処理手数料 730 万 4,000 円の減は、ごみ袋購入数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

30 ページ、15 款国庫支出金は全体で 1,938 万 2,000 円の増額。1 項国庫負担金から 31 ページにかけて、国庫負担や補助を活用して広く実施している各種事業について、その実績が確定したことにより最終予算を増額又は減額しております。

31 ページ中ほど、4 目 2 節社会資本整備総合交付金 4 億 5,858 万 6,000 円増は、令和 6 年度から令和 7 年度への年度間調整国費受入による歳入額不足分の増額をしたということになっております。

32 ページ、16 款道支出金は全体で 4,911 万円の減。

33 ページ中段にかけて、国の負担と合わせて、又は道単独の支援を活用して広く実施している各種事業についてその実績が確定したことにより、最終予算を増額又は減額しております。特に 33 ページの一番上、農業次世代人材投資資金 1,420 万 4,000 円の減額は、新規就農予定のうち 2 件が令和 6 年度中の就農がかなわず、支援のための資金を活用しなかったことによる減額となっております。

3 項委託金は全体で 367 万 4,000 円減で、これも実績によるものでございます。

34 ページ、17 款財産収入は全体で 144 万 8,000 円の増。国営農地再編整備事業による客土材売払い数量の確定に伴う増額補正でございます。

35 ページ、18 款 1 項 2 目 2 節のふるさとづくり寄附金 9,130 万 1,000 円と、その下の企業版ふるさとづくり寄附金 3,777 万円の増は寄付実績による増額でございます。

36 ページ、19 款繰入金は全体で 1 億 7,966 万 2,000 円の減。1 目財政調整基金と 5 目地域福祉基金の減額については、基金からの繰入れをせずに済んだ金額を意味します。貯金を崩さずに済んだということでございます。

4 目公共施設整備等基金は資金繰りの都合から 2 億円を取崩しましたが、同額を積立しているため実質基金の残高は変わっておりません。

6 目ふるさとづくり基金 448 万円の増額は、令和 6 年度ふるさと納税を当初見込みより多くいただいたことにより、返礼に係る事務費が増加したことなどによる増でございます。

7 目庁舎建設基金 23 万 7,000 円の減額は、消防庁舎再整備業務支援等へ充当しており、実績のよる減でございます。なお、この歳入の減額のほか、歳出では基金積立として各種基金へ 4 億 3,100 万円強の積立金を補正計上してございます。

37 ページから 38 ページにかけて、21 款諸収入は全体で 1 億 50 万 1,000 円の減額。こちらも各種事業実績による減額でございます。37 ページの一番下、5 項 4 目雑入、14 節の備考資金支消金 8,678 万 1,000 円の減も基金的な機能を持つ資金でございますが、予定していた取り崩し分の全額解消による減額でございます。

39 ページから 40 ページにかけて、22 款町債は全体で 8 億 4,758 万 9,000 円の減。説明欄のとおり、令和 6 年度に予定していた起債について、事業実績により減額しております。

最後に、承認第 1 号の一般会計専決補正の概要説明は、ファイル 999-1 の補正予算説明資料 No. 1 に各会計の総括、歳入歳出の内訳、地方債内訳、予算の枠組みとして整理しておりますので参考としていただければと存じます。

承認第 1 号の説明は以上です。

同じく、ファイル 005 の 62 ページをお開きください。日程第 12、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

承認第 2 号 専決処分事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

63 ページ、専決処分書でございます。6 年度の最終専決については 3 月 31 日付でやらせていただいているということで専決処分書でございます。

64 ページをお開きいただいて議案でございますが、令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 6 年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 420 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,755 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをご覧くださいと思います。65 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正から、67 ページは記載のとおりでございます。68 ページ、歳入歳出補正事項別明細書総括の歳出ですが、今回の補正額 420 万円増額の財源内訳については、その他財源で 240 万円の減額。これは一般会計からの繰入金でございます。一般財源は 660 万円の増額でございます。

まず、73 ページの歳出をご覧ください。1 款 1 項 2 目 18 節後志広域連合負担金です。本町の国民健康保険事業は本町も含め、後志 16 町村で組織する後志広域連合がその実施主体（保険者）となっており、かかる医療費等の経費を町が保険税として私たち町民から徴収し、それを負担金として後志広域連合に納めております。この度はこの広域連合の収支が確定したことにより、町負担金を 430 万円減額補正するものでございます。

74 ページ、3 款 1 項 1 目 24 節の国民健康保険基金積立金は国保会計の歳入歳出状況を勘案し、900 万円を積立いたします。

75 ページ、4 款諸支出、1 項 1 目 22 節保険税還付金 50 万円の減額は、件数及び還付金額について実績による減でございます。

歳入の説明をいたしますので、69 ページをご覧くださいと思います。1 款国民健康保険税、1 項 1 目 1 節医療給付費分現年課税分 340 万円の増から一番下、2 節の後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収）100 万円まで、国保加入者中、高所得水準で所得割を算定している世帯が増加したことによる増額補正でございます、3 款繰入金、2 項 1 目 1 節の国民健康保険基金繰入金については、国保会計の決算見込みから 1,440 万円の減額補正となり、基金からの繰入を全額解消したということでございます。

71 ページ、4 款繰越金は令和 5 年度会計が確定したことによる前年度繰越金 120 万円の増額補正でございます。

72 ページ、5 款諸収入、1 項 1 目 1 節の保険税延滞金 50 万円について、徴収事務の推進により、大型滞納案件に対して延滞金も含めて完全徴収した実績により増額補正するものでございます。その下、後志広域連合過年度清算還付金 1,200 万円については、令和 5 年度の精算により広域連合から還付金があり、これを増額補正するものです。

承認第 2 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号、専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今の補正予算で歳入についての特徴的なことは、町民税が伸びている、あるいは固定資産税が伸びているということで、その説明として例えば、法人住民税の場合は事業者さんの景気回復というか、実績が増えているという面での明るい側面だと思います。

それと、町民税が増えていることの内訳っていうのはよく見ないと分からないんですけども、例えば、今全体で給与所得者が給与が世間的には伸びてると言いながら、町内の給与所得者の給与伸びっていうのがそれほどあるのか、あるいはよく聞かれる話なんですけど、最近資産の売却、自分の所有してる土地だとか家屋を高額で買い取る事業者がいるということで、それに応じた場合の一時所得っていうのがかなり跳ね上がると思います。そういった意味での町民税の増加というふうに、内訳をよく見た場合にそう見れるのかどうか。

先ほど別の項目で幼児センターの収入が減っていることの説明の中で、所得者の階層が低くなっていることの反映というふうにさっき聞いたんですけども、そういうことから考えますと町民の中の年齢層だとか雇用形態というところから見て、この町民税の税収の伸びというのは総じてどのように評価しているか。これについて1点伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の税収ということなので、その傾向として申し上げますことは、まず1点先ほど高木議員がおっしゃったような、いわゆる譲渡所得、不動産ですとかそういったものの売却によって税収が伸びてるということは、令和6年度に関してはそれほど顕著ではございません。逆にですね、令和7年度に関してはその傾向が少し顕著になってきているかなというのが、税務課として所得を見ている中での傾向として感じております。

では、なぜ町民税が伸びているかと申し上げますと、ここ数年来の傾向としまして、やはり議員ご指摘のとおり、給与所得が少しずつ底上げになっているという点の一つ。それは、やはり正規・非正規にかかわらず様々な階層でほとんどの皆さんが前年よりも収入が増えているということが一つ。もう一つはですね、度々何かの折にご紹介をしておりますが、やはりこれまでニセコ町が行ってきているまちづくりですね、環境ですとか子育てですとか、そういった部分のまちづくりに多少共感をされるような皆さん、町外からのいろんな方が今ニセコ町にお住まいになってます。そういった方はかなり所得の大きな会社にお勤めですとか、そういった形の所得の高い方が結構転入されてるっていう部分もありまして、そういった中で給与所得もかなり多様化してて、なおかつ高所得者層も増えていると。そういった部分で、全体的に上がっているのかなと。もちろん個人事業主ですとか、そういった方たちも全般的に景気がよくなっているというような感覚を私どもとしては持っております。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ご質問ありがとうございます。先ほどちょっと幼児センターの保育料についても触れられたのでご説明しますと、児童数の階層が下がったというよりは、児童数自体の当初の見込み、当初予算ではお金がかかる児童数0・1・2歳が44人ぐらいというふうに試算していて、大体階層を平均ぐらい取ってざっくり見てたっていう部分あります。今回実績見て特徴的だったのは、最終的に37人の0・1・2歳がいて、そこで17人の子のご家族が2人目以降のお子さんでということで、それは0円になるんです。そういったように、保育料がかからない方が今回予想よりも多かったというふうに分析しているところです。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 全体的には給与所得を含めた所得が上がってきてると。それで、先ほど固定資産税のところで新築数が増えてきてるっていうお話がありました。一方、固定資産税の評価が上がってきてることによる影響と、それからそういう新築戸数が増えてるっていう、両方のファクターについて説明があったと思います。

一方ですね、住宅が足りないっていう話がいろいろ聞こえてくる中では、一定の所得が見込める方が転入してきて、新築も増えているというふうに感じたんですけども、先ほど課長に説明していただいたような全体の性格といいますか、内訳的なものの資料について、これは整備されてるのかなというふうに聞きましたけれども、そういうことについての公表とか、そういうことはありうるでしょうか。

一つは建築戸数がどの程度増えてきてるかということについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健君） ちょっと正確な数字今持ち合わせてございませんが、概算で今年間100件程度の新築家屋、これはかなり多くてですね、本当に北海道でも日本でもトップクラスというような形の、もう家屋の評価が追いつかないぐらいの増加という形になってます。今の高木議員の質問の趣旨を誤解していたら申し訳ないんですけども、どういう階層にあるかとか、そういったものの数字をお知らせするというのはなかなか難しいのかなと思いますのでご了承ください。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はございませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） 歳入関連、大ざっぱにご質問させてください。5ページの町債の大幅減額8億4,700万なにがしもう一度すいません原因を教えてください。

歳出はちょっと後ほど質問させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 今回の減額の理由としては、一番大きいのは消防庁舎の減額、それからニセコ高校宿舍の減額の二つで、おおむね減額が大きいという状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 続きまして、歳出に関連するもの6ページ、衛生費、保健衛生費削減8,800万の内容、もう一度町民へのサービスの影響・評価を教えてください。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 衛生費の部分で大きい理由は、まず簡易水道の補助を出してるんですけども、繰入れしてるんですけども、この分が大幅に減ったということと、ニセコスタンダード住宅推進事業補助、住宅のほうに太陽光を設置する事業だと思いますが、こちらのほうが2億円程度ですの
で、こちらのほうでおおむね3分の2くらいの減額の理由になっているというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ニセコスタンダード住宅推進事業2,100万の減額、2億ではなくて2,100万の減額ということで改めて申し上げます。今の47ページになるのかな、保健衛生費で8,811万9,000円の減額、これの内訳について、簡易水道の特別会計側の事業が確定したので、ニセコ町の一般会計から出す水道事業費の補助が4,492万円減額した。それから、47ページの説明欄の上から3つ目になりますが、ニセコスタンダード住宅推進事業費2,129万6,000円減額したということが減額の主な理由ということでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質問ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第13 諮問第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第 13、諮問第 1 号 人権擁護委員の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイル 004 の議案 72 ページをお開きください。日程第 13、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住所 虻田郡ニセコ町字有島 8 番地 84

氏名 菊地博、昭和 31 年 4 月 20 日生

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

菊地博さんの略歴につきましては、参考として 73 ページから 75 ページにかけて記載してございます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をするとともに常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする公職です。

現在ニセコ町に置かれています人権擁護委員は 2 名でございます。菊地博委員につきましては、令和 4 年 10 月の委嘱から今年 9 月末に任期が満了となります。町では再任として改めて国に推薦をいたし、議会の同意を求めるものです。なお、人権擁護委員は、町からの推薦の後、法務大臣から委嘱を受けるものでございます。人権擁護委員の推薦にあたっては、活発な活動が期待できる適任者の確保が望まれているところでございます。

菊地さんにつきましては、人格高潔で見識が高く、長く小中学校の校長や後志町村教育委員会協議会長などの職を歴任され、今年 4 月からは倶知安人権擁護委員協議会副会長として強い使命感の元に人権擁護委員をお勤めになっておられるため、適任者と考え推薦するものでございます。

諮問第 1 号の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言をします。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

この際、議事の都合により午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長(青羽雄士君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第1号から日程第20 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第14、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、日程第20、議案第7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、7件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、ファイル004の76ページをお開きください。

日程第14、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明いたします。

議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、近藤辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

次に、整備する箇所について、ファイル999-3の補足資料2ページをお開きください。例えば道路条件など様々な生活条件が厳しい地域での施設等整備を進めるため、町では国の法律に則り、条件不利地域を辺地として整備計画を策定し整備を進めています。辺地計画に掲載された事業は、国から財政上の優遇措置が受けられる辺地対策事業債、有利な借金でございますが、これを発行することが可能となります。

現在ニセコ町では、図面に青く区切った5つの地域、ニセコ・曾我・近藤・宮田・福井が辺地地域

となっております、この全ての地域で辺地総合計画をそれぞれ策定しています。1番から5番については令和7年度にこの地域で実施する事業個所でございます。このほど、この5地域のうち近藤辺地においては、3番の事業の事業費を変更することになったことから、近藤辺地についての辺地総号整備計画を変更します。この3番が今回の議案でございます。

ここでファイル004議案77ページにお戻りいただきたいと存じます。近藤辺地の総合整備計画案でございますが、項番3の公共的施設の整備計画の表中、一番上の道路(町道羊蹄近藤連絡線歩道整備事業)について赤字でお示ししたとおり、事業費を7,000万円から7,200万円に変更した歩道整備を計画いたします。これにより、歩行者及び車両通行の安全を確保し、産業の活性化にもつなげたいと考えているところでございます。

この総合整備計画の一部を変更するにあたり、事前協議を要する北海道知事との協議も令和7年3月24日付で完了したため、本議案を提案するものでございます。また、この変更案が議決となった後は、総務大臣にこれを提出し、承認された後、辺地対策事業債の活用が認められることとなります。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続いて78ページでございます。日程第15、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について説明します。

議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例。

ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

79ページ下をご覧くださいと思います。提案理由でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第57条の規定により、本条例がニセコ町にふさわしい条例かどうか検討した結果、改正する必要が生じていると判断したので、この条例案を提出するとなっております。

町づくりの憲法として、町の仕事について情報共有と住民参加を担保するニセコ町まちづくり基本条例でございますが、第57条に条例を見直す規定を設けており、この度は第5次の改正となります。今回の改正内容は2つでございます。1つ目は民法改正により成年年齢が引き下げとなったことに伴う改正、2つ目は審議会等の参加の構成について、性の平等と多様性に配慮するとする改正でございます。ファイル999-4の1ページ、新旧対照表をご覧ください。第11条について、成人前の町民の参加の権利を保障する条文でございますが、20歳未満を18歳未満と改正いたします。第31条第2項については、まちづくりに関する審議会等への参加が少なくなりがちな現状にある女性の参加を促すための条文でございますが、2023年に制定されたLGBT理解増進法にも謳われている性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指す法律にも配慮し、これまで審議会等の委員の構成に当たっては「一方の性に偏らないよう配慮する」としていたものを「性の平等と多様性に配慮する」と改正するものです。

ファイル004の79ページにお戻りください。この条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしています。

また、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、記載のとおり検討委員会での4回の検討、まちづくり町民講座での説明の他、令和7年5月9日から22日には改正案の縦覧による意見徴

収をいたしました。縦覧による意見はございませんでした。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして80ページ、議案第3号でございます。

日程第16、議案第3号 ニセコ町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第3号 ニセコ町税条例の一部を改正する条例。

町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

84ページをお開き下さい。下の提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出する。

次にファイル999-5資料1、町税条例等の一部を改正する条例の概要をお開きください。改正理由については、先程ご説明させていただきました。主な改正点でございますが、納税者の皆さんに関わりの深い内容として、主に以下の点の改正を説明いたします。1、個人住民税（町道民税）に関しては特定親族特別控除という仕組みが創設されます。これは令和8年度分以後の適用となります。所得税は令和7年度分以後の適用となります。扶養されている19歳から22歳までのいわゆる大学生年代の子どもがアルバイトなどで収入を得た場合、現在は年収が103万円を超えると税の計算上では扶養から外れてしまいます。そこで、大学生年代を扶養する親などの税負担を軽減するため、特定親族扶養控除という仕組みが創設されてございます。これにより、扶養控除が適用できる給与収入が年150万円まで引上げられるほか、150万円を超えても188万円までは段階的に控除額を減らしながらも、扶養控除が適用できる仕組みということになるものでございます。詳しくは下記の表のとおりということで区分されてございます。

それから、資料の2ページ目でございます。2、軽自動車税種別割の(1)原動機付自転車の区分見直しでございます。これまで原動機付自転車はエンジン排気量50cc以下と規定されておりましたが、法改正によりましてエンジン排気量が125cc以下に拡大しながら、出力や速度が制御された車両も原動機付自転車として位置づけられるということとなったため、これらの車両を税の制度でも原付として扱うというための規定の改正でございます。なお、新制度の原付に対する税額は旧制度の原付車両と同様に年額2,000円。また、従来の125ccの小型2輪の税額は年額2,400円のまま据置きとなるものでございます。(2)マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証免許証提示規定の改正でございます。法の改正によりまして、マイナンバーカードに免許情報を登録することで、運転免許証、通称マイナ免許証として利用できるということになりました。これに伴い、軽自動車税の減免申請時に義務づけられている運転免許証の提示、これもマイナ免許証に対応するため所要の改正を行うというものでございます。

3、その他でございますが、その他の改正内容は主に以下のとおりということで、関係法令の適用箇所の移動や改正に伴う修正、それから地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に関する規定の修正などがございます。

4、施行期日でございますが、原則として令和7年4月1日となります。ただし、一部の規定は以下に記載のとおり改正ということで、主には4月1日、それ以外は1から3に記載したとおりとい

うように改正するものでございます。

ファイル 004 の 81 ページをお開き下さい。81 ページから 84 ページまでが只今ご説明した改正を反映した改正条例の本文になります。

最後に、84 ページ下の条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 1 号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしております。

議案第 3 号に関するご説明は以上でございます。

続きまして 85 ページ、日程第 17、議案第 4 号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第 4 号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

86 ページをお開き下さい。提案理由です。租税特別措置法の改正により引用条項の変更が行われたことから、所定の改正を行うため本条例を提出いたします。

次にファイル 999-4 新旧対照表の 14 ページをお開きください。ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表において、左欄の中ほど、第 12 条第 3 項を右欄の第 12 条第 4 項に、それから左欄の第 45 条第 2 項を右欄の第 45 条第 3 項に改める改正でございます。改正はいたしますが、条例の引用先内容に変更はありません。

ファイル 004 の 86 ページにお戻りいただきまして、最後に一番下の条例改正に伴う住民参加の状況ですが、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 1 号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしております。

議案第 4 号に関するご説明は以上です。

続きまして 87 ページ、日程第 18、議案第 5 号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第 5 号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例。

ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出、ニセコ町長 片山健也。

88 ページ下をご覧くださいと思います。提案理由でございます。本町では全日制・単位制の総合学科であるニセコ町立の高等学校を令和 8 年 4 月 1 日に開校いたします。新たな学校が掲げる目標は「シビックプライドを持ったグローバル人材の育成」でございます。目標実現に向け、国際交流と国際教育を推進することとしています。新設校の学校目標や基本姿勢を恒久的に広く示すことを目的に、学校名を「ニセコ町立ニセコ国際高等学校」とするため、本条例を提出いたします。

新設校として生まれ変わるニセコ町立ニセコ高等学校について、その掲げる目標に適した名称として、88 ページ上段のニセコ町立学校設置条例の別表第 3 にニセコ町立ニセコ国際高等学校の名称を加える改正でございます。本文中ほどの附則ですが、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたし

ます。

最後に、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、記載のとおり令和7年4月1日から25日にかけて、行政推進員経由での意見募集、高校ホームページでの意見募集、高校在校生に対するアンケート調査を行いました。提出された意見は一般住民等が10件、在校生が7件で、主な意見は「ニセコ国際高等学校が良い」、「ニセコ高等学校の今のままで変更しない方が良い」、その他新たな校名の提案もいただきました。いただいた意見も参考にしながら、新しいニセコ高校が目指す国際交流と国際教育を推進する学校名として「ニセコ町立ニセコ国際高等学校」にしたものでございます。

このほか、5月22日のニセコ町教育委員会議において、今回の条例改正について審議し、ここに上程したとおり議会に提出することを町長に要求することを可決しております。

議案第5号の説明は以上です。

続きまして、ファイル004、89ページをお開きいただきたいと思います。日程第19 議案第6号ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例について説明いたします。

議案第6号 ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例。

ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

90ページ下をご覧くださいと思います。提案理由でございます。ニセコ町ゲートボール場は昭和61年に設置され、主に昭和63年設立のニセコ町ゲートボール協会を中心に利用されてきました。その後、競技人口の減少に伴い、協会から愛好会となり、令和6年から活動休止となっております。ニセコ町運動公園開幕スポーツ大会においても参加者不足から平成28年を最後に開催できておらず、今後もゲートボール場の利用が見込めないため、本条例を提出するものでございます。

最近、町民などの皆さんから駐車スペース不足をご指摘されることが多くなった町民センターの駐車場の拡張のため、町民センターに隣接しているゲートボール場を廃止することとし、跡地を駐車場として有効活用したく考えております。このためにかかる予算等の提案は、この後、議案第7号の補正予算で上程させていただきます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

最後に、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、令和7年5月19日から6月2日までニセコ町総合体育館及び町公式ホームページで意見を求めましたが、意見はありませんでした。また、この他にニセコ町体育協会、ニセコ町スポーツ推進委員会議、ニセコ町ゲートボール愛好会からご了解をいただいております。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイル006をお開きください。日程第20、議案第7号 令和年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

議案第7号 令和年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億342万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年6月13日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページを開き下さい。2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入から3ページは記載のとおりです。4ページは飛ばし、5ページも記載のとおり。

6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出ですが、今回の補正額合計5,602万2,000円の財源については、国道支出金で1,390万4,000円、その他財源で2,588万8,000円、一般財源で1,623万円でございます。

4ページにお戻りいただき、第2表 債務負担行為補正ですが、教育委員会の公用車について、備考資金組合が本町に代わり車を購入後、本町は当該組合から車の譲渡を受け、令和8年度から11年度にかけて譲渡代金を表記のとおり支払う方式で車を購入いたします。このことから、ここに債務負担行為の補正をするものでございます。なお、21ページには今回の債務負担行為の調書を再掲しております。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明いたします。13ページをお開きください。2款1項1目1節会計年度任用職員報酬247万3,000円、その下、費用弁償11万7,000円は本町において雇用基準の人数を満たしていない障がいのある方の雇用について、7月からを目途に9か月間雇い入れる想定報酬及び通勤費用を補正するものでございます。

4目24節の社会福祉事業基金積立金5万円は、社会福祉に関する寄付を1件受けたことによる積立でございます。その下、公共施設整備等基金積立金574万8,000円は、字本通229-1の一部に建設し、4月から稼働している定住促進住宅(1棟6戸)について、将来の改修等に備えるため使用料(家賃)を積み立てます。

6目18節のコミュニティ助成事業補助金240万円は、宝くじの収益を活用した令和7年度コミュニティ助成事業において、曾我親交会の要望に基づき備品整備であるテント・発電機等を申請したところ、交付決定通知があったため歳入歳出同額を補正するものでございます。

15目14節の町民センター駐車場整備事業1,441万円は、先ほど条例廃止でご説明申し上げました町民センターのゲートボール場について利用者がいなくなったことから、当該地を駐車場として整備するため補正するものでございます。町民センター駐車場は役場職員の駐車場も兼ねていることから、イベント時などにスペース不足が生じているために実施するものでございます。財源は特別交付税を申請予定でございます。

2項2目18節宿泊税特別徴収事務交付金320万円は、令和6年度宿泊税収入が見込み額より多かったため、交付金に係る予算が不足することから補正するものでございます。

一番下の4項選挙費、次ページに移りまして90目町長選挙費、1節会計年度任用職員報酬30万円、その下、94目参議院議員選挙費、1節会計年度任用職員報酬30万円は、ニセコ町長選挙及び参議院議員選挙において事前準備及び期日前投票所従事のパートタイム会計年度任用職員を雇う費用でございます。

15 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、13 節健康アプリサービス使用料 137 万 5,000 円の減は、今年度から導入予定の健康アプリについて契約金額が確定したこと及び健診促進に関するインセンティブ分の科目を整理したことに伴う減額補正でございます。減額分 137 万 5,000 円のうち、インセンティブ経費（健康ポイント）70 万円については、補助金として歳出科目を移し替えます。なお、財源は全額国保ヘルスアップ交付金 742 万 5,000 円を充当いたします。交付金は後志広域連合分賦金で精算いたします。その下、健康診査受診率向上補助 70 万円は、健康アプリサービス利用者に対するインセンティブ（ニセコ町健康ポイント）を綺羅ポイントへ交換付与する項目を追加いたします。なお財源は、国保基金を活用いたします。

16 ページ、6 款 1 項 8 目 14 節堆肥センター修繕工事 412 万円は、堆肥センターのロータリー攪拌機について昨年度一台の修繕をし稼働を再開していましたが、同じ機械で異常が発生したため通常通り稼働できない状況となっております。点検の結果、ベルトとベアリングを交換する必要があるため 347 万 3,800 円の補正をいたします。それから、堆肥センター1 次発酵棟北側のシャッターについて、経年劣化によりケースが落下し駆動部がむき出しとなっているため、安全面を考慮し使用を中止している状況です。現在、シャッター 2 台のうち 1 台のシャッターのみで作業をしており効率が悪くなっているため、破損したシャッターの修繕費 64 万 5,700 円を補正するものでございます。

17 ページ、7 款 1 項 2 目 14 節綺羅乃湯営繕工事 216 万 7,000 円は、3 月末頃に暖房の凍結防止として稼働していた暖房膨張タンクが経年劣化により破損し、今年度の降雪期までに補修が必要なことから、その費用を補正するものでございます。財源は特別交付税 7 割を申請予定でございます。

その下、3 目 12 節消費生活相談・食の安全安心啓発委託料 90 万円は多様化する消費者トラブルに対応するため、追って実施予定であった食の安全安心啓発の取組みについて、当初予算で見込んでいた以上に配当となった道補助金を活用し、必要な取組を実施すべく委託に係る費用を補正するものでございます。その下、18 節各種研修会参加負担金 3,000 円は多様化する消費者トラブルに対応すべく、近年対応の必要性がうたわれておりますカスタマーハラスメントなどの対応研修を受講するため、当初予算で見込んでいた以上に配当となった同補助金を活用し、研修を受講する費用を補正するものでございます。

続きまして 18 ページ、8 款 7 項 1 目 1 節公営住宅入居者選考委員報酬 3 万円は、令和 7 年度からの報酬改訂に伴い不足分を補正するものです。その下、13 節の空調機借上料 29 万 7,000 円は新団地モックニセコについて空調機器をリース契約により設置することとしたため、リースに係る借上料を補正するものでございます。その下、14 節公営住宅営繕工事 416 万 5,000 円は、昨年末から 1 月にかけて屋根の板金の一部が雪とともにずれ修繕が必要となったことから、その経費を補正するものでございます。なお、現状は応急対応を施しており、改めて本格対応いたします。内訳は本通 A 団地が 3 棟で 87 万円、本通 B 団地が 1 棟で 65 万 5,000 円でございます。また、費用は雪害による保険適用となる見込みでございます。このほか、西富団地 4 号棟の屋根について水漏れがあることから、改修する費用が 246 万円という内訳となっております。

19 ページ、10 款 4 項高等学校費、3 目 7 節教育アドバイザー謝礼 20 万円。ニセコ高校では「シビックプライドを持ったグローバル人材の育成事業」として三菱みらい育成財団の事業採択を受け、総

事業費 200 万円の事業を令和 5 年度から実施してきました。令和 7 年度では事業費 200 万円全額事業採択を受けるべく事業計画を申請しましたが、今般 200 万円の採択に至らず 110 万円の採択となりました。このことから、令和 5 年度、6 年度と同様に三菱みらい育成財団助成額の不足分を町から補助するために補正するものでございます。なお、経費はアドバイザー 2 名の派遣により、国際教育や起業化教育の授業を受けるための謝礼でございます。その下、18 節の高等学校教育研究会・協議会参加補助 47 万円は、当該研究会及び協議会に生徒が参加する際の引率教員の旅費を補正するものでございます。その下、国内農業・観光研修生派遣費補助 38 万円は、只今ご説明しました研究会及び協議会に令和 7 年度シビックプライドを待ったグローバル人材育成プログラム事業補助として参加する生徒の旅費等を補助するものでございます。

その下、6 項 2 目 14 節有島記念館営繕工事 226 万 6,000 円は、有島記念館の屋根軒先が昨シーズンの雪害によって破損しているため、その修繕費用を計上するものです。費用は雪害による保険適用となる見込みでございます。

(何事か声あり)

大変失礼いたしました。ちょっと 16 ページにお戻りいただきたいと思えます。16 ページ一番下、10 目農業経営基盤強化促進対策費、18 節の負担金補助及び交付金、この中の農業農地利用効率化等支援事業補助 1,270 万 1,000 円、これがすっぽり説明から抜けてございました大変失礼いたしました。この金額につきましては、国の予算で実施される令和 7 年度農地利用効率化等支援交付金事業について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するというものでございます。補助対象となるのは 2 経営体、個人 2 名ということですが、こちらで総事業費 3,260 万 1,000 円のうちここにある 1,270 万 1,000 円が間接補助として交付されるということになります。大変失礼いたしました。

20 ページにお戻りください。給与費明細書の変更を掲載しております。これは、今回の補正提案で会計年度任用職員の人件費に関する補正を含んでいることから変更を行うものでございます。

続いて 7 ページをお開き下さい。歳入でございます。14 款 1 項 1 目定住促進住宅使用料 574 万 8,000 円は、先ほど歳出でもご説明申し上げました字本通 229-1 の一部に建設し 4 月から稼働している定住促進住宅の住宅家賃でございます。

8 ページ、16 款 2 項道補助金、4 目 1 節農地利用効率化等支援事業補助金 1,270 万 1,000 円は、国の予算で実施される令和 7 年度農地利用効率化等支援交付金事業、担い手への農業用機械や施設導入に使われる支援でございますが、こちらについて採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するものでございます。補助対象となるのは 2 経営体（個人 2 人）でございます。

その下、5 目 1 節消費者行政活性化事業補助金 90 万 3,000 円は、多様化する消費者トラブルに対応するため、消費行政の推進や消費生活相談員の研修参加費用について補助金申請していたところ、当初予算で見込んでいた以上の配当となったことから、当該経費を補正するものでございます。なお、本件にかかる補助金の率は 10/10 であり、食の安全安心啓発事業及び相談員の研修参加費用に充当いたします。

その下、3項1目4節参議院議員通常選挙執行事務委託金は、当該委託金として30万円を歳入いたします。

9ページ、18款1項2目1節指定寄付金5万円は、社会福祉への寄付を1件いただいた歳入でございます。

10ページ、19款1項4目1節公共施設整備等基金繰入金1,440万円は、歳出でご説明した町民センター駐車場整備工事へ充当いたします。

その下、9目1節宿泊税基金繰入金320万円は、宿泊税徴収事務交付金に充当するために歳入いたします。

11ページ、20款1項1目1節前年度繰越金1,623万円は、この度の補正に関し歳入歳出の均衡を図るために充当いたします。これにより令和6年度からの繰越金残高は7,963万1,000円となります。

12ページ、21款5項4目23節雑入、コミュニティ助成事業補助金240万円は歳出13ページで説明した曾我親興会の備品整備に係る補助金の歳入予算でございます。その下、公営住宅施設管理費実費徴収金9万円は、新団地モックニセコについて空調の借上げに係る入居者負担金を増額補正するものでございます。

最後に、これら令和7年度の補正予算はファイル999-2補正予算資料No.1に内容を整理しておりますので、ご審議の参考としてください。

議案第7号については、以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、議案第7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を6月20日に行うことにしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、議案第7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を6月20日に行うことに決しました。

◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により6月14日から6月18日までの5日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月18日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月19日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 前 原 孝 植 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)